

指導死(疑い)調査検証委員会 一覧

2023/2/13 一般社団法人ここから未来 武田さち子 更新

	発生 年月日	分類	事件事象概要 (大学2件含む)	調査委員会の設置・依頼	調査委員	報告書・提言 ※報告書等の URL は変更になっている場合有
2006/ 自殺対策基本法						
2007/3/ 文科省「子どもの自殺予防のための取り組みに向けて(第1次報告)」						
1	2008/3/21	自殺 (いじめ)	長野県塩尻市の県立田川高校の校内で、男子生徒(高2・17)が自殺。 3/18 付本人のブログに「むちゃぶり 自分の課せられた量を分っているのか？ 3日で片付く量じゃないだろう。何考えているんだ。無茶苦茶だ…」などと書いていた。	2008/4/ 生徒の自殺から1か月後、「1年の時に携帯電話の学校裏サイトに書き込みがあり、悩んでいたようだ。いじめがあったのではないか」との遺族の訴えを受け、校長が調査委員会の設置を決定。 2008/5/20 開始 10回の会議と、6回の関係者から聞き取り、1回の遺族への説明。	委員8名。氏名公開。 委員長:診療所所長(医師) 副委員長:弁護士 副委員長:大学総合経営部准教授(臨床心理士) 委員: ・PTA会長 ・県教育委員会教学指導課心の支援室長 ・県教育委員会高校教育課主幹指導主事 ・当該校校長 ・当該校教頭	2009/3/17 19頁 委員会は、「複数の要因が作用した結果」と結論。 委員会は考えられる要因を、因果関係や時間が近い「近因」、直接的な因果関係はなく時間的にも近くない「中因」、因果関係も時間も遠い「遠因」に分類。いじめとの関連が疑われた携帯サイトへの書き込みは「中因」とし、中傷による衝撃がクラスメートからの孤立感を強めていたとした。このほか、友人関係の悩み、学業成績の不振による進級への不安、性格の繊細さなどを挙げた。さらに、学校の教育環境も検証、「学校側の認識や対応が必ずしも十分ではなかった」という見解を示した。報告書は、県内の全学校に配布。
2	2010/10/1	自殺 (いじめ)	秋田県大館市の市立中学校の男子生徒(中3)が自宅で自殺。 9/19 高校志望校の体験入学の際、一人だけ申込用紙が渡らず、申し込みを書いていなか	2010/12/ 市教委が生徒の自殺からわずか1週間で「学校生活でいじめなどの問題はなかった」と報告。「両親が望んでいない」として調査を打ち切ったことに対し、両親は「調査終了を求めたことはない。教師の無責任な指導と学校で	委員長の氏名公開。	2011/10/14 13頁 秋田県子どもの権利擁護委員会は報告書で、「体験入学での中学校側の対応が配慮に欠けていたうえ、制服を切った疑いを持たれた件については、担任教諭が痕跡を十分に確認しないまま生徒宅に指導の電話をした点も問題があり、自殺のきっかけになった

			<p>ったことを理由に、同生徒を別の教師が帰宅させた。</p> <p>自殺当日は、学校で別の生徒の学生服が切れ、近くでカッターナイフを持っていた同生徒が疑われた。夜、学校から生徒宅に「ナイフを持って来ないように」と電話があり、生徒は「何もしていないのに、なぜ僕だけ疑われるのか」と話していた。</p>	<p>のいじめが自殺の原因ではないか」とし、県に救済を申し立てた。</p> <p>知事の諮問機関「県子どもの権利擁護委員会」が調査。</p>		<p>可能性がある」と判断。</p> <p>市教委や同校の自殺後の対応について、①調査の大半を口頭で済ませ、ほとんど記録を残していない、②スクールカウンセラーが生徒から聴取した内容をそのまま保護者への回答に転用した、③自殺後わずか1週間で「学校生活に自殺の要因が見受けられない」と判断したのは拙速、④保護者への「いじめがあったなら遺書を残す」などの回答は配慮に欠ける、⑤一部の聴取内容を事実とすることで早期に調査を終了させようとしたなどを指摘。一方、いじめの事実は確認できなかったが、市教委などが調査記録を残していないため、なかったとも断定できないとする。</p>
2011/3/ 「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」において、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」策定。						
3	2011/	自殺	<p>埼玉県さいたま市の市立小学校の高学年の男子児童がクラブ活動後、別の児童が頭の上に掲げたソフトスポンジ素材のキッズ用バレーボールをパンチして3階の教室から校庭に落としたとして、目撃した男性教諭(20代)が廊下で約5分間、口頭で注意。男子児童は下校後、自宅で自殺。</p>	<p>2014/11/20 市は自殺を公表し、第三者委員会を設置し調べる方針を発表。</p> <p>2014/11/26 さいたま市は、「さいたま市立小学校における教員の指導の事実等に関する第三者調査委員会条例を設置。</p> <p>http://www.city.saitama.jp/006/007/002/017/p031377_d/fil/gian191.pdf</p> <p>①児童に対する教員の指導の事実に関すること。②児童の自殺した原因に関すること。を調査する。</p>	<p>6名。</p> <p>会長：懸川 武史 大学 教授</p> <p>委員：</p> <p>武藤 進 弁護士</p> <p>瀬戸 一哉 弁護士</p> <p>池田 恵子 弁護士</p> <p>田代 巖 医師</p> <p>庄子 緑 臨床心理士</p>	<p>2017/3/末 報告書を提出。</p> <p>男性教諭の指導は一般的で、児童にも配慮したもので、「三階から物を落としてはいけない」と諭しただけだったと判断。</p> <p>「指導は妥当」としたうえで、自殺の原因とも認定しなかった。</p> <p>また、この時の指導以外の自殺の理由も確認できなかったという。</p> <p>遺族は「他にも指導すべき児童がいたので」などと主張。</p> <p>報告書は、ボールを頭の上に掲げた児童、校庭からベランダに入ってしまったボールを</p>

			<p>約3カ月後、市教委は「指導は適切だった」と両親に調査結果を報告。</p> <p>2013/9/ 当初、両親は病死扱いを望み公表されなかったが、「他にも指導を受けるべき児童がいたのでは」と訴え、再調査の手続き上必要な公表を承諾。</p>	<p>小学校教職員 14 人に 9 回、遺族に 2 回の聴取をはじめ、現地確認、市教委と遺族の提供資料検証分析など、計 26 回の会合を重ねた。周辺にいた当時の他の児童への聴取は「遺族の意向で行っていない」(市教委)とした。</p>		<p>「落として」と求めた児童もいたが、“掲げた児童”は落とすか迷っていた状況で、その場で指導の必要なしと判断し、“求めた児童”は3階に上がるまで存在を知らなかったことから教諭の行為を「適切な指導だった」とした。</p>
4	2011/6/9	自殺	<p>愛知県刈谷市の県立刈谷工業高校野球部の男子部員(高2・16)が自殺。</p> <p>5/末 当該男子部員は、他の部員らが顧問教師から暴力を受けるのを見て強いショックを受けた。退部を顧問らに申し出たが、「逃げているだけやろ」と受理されなかった。当該男子部員は練習を無断で休むようになっていた。</p> <p>6/7 顧問から主将を通じて呼び出された翌日、男子部員は行方不明になった。</p>	<p>2011/11 県教委が調査委員会を設置。3名の委員名を公開せず、代理人弁護士の委員会への立ち会いを拒否したことなどに遺族が不信感をもち、解散。</p> <p>2013/4/ 遺族が、知事に設置を求め、第三者委員会を設置。</p> <p>2013/11/ 調査委員会設置要項を見直し、非公開としていた調査委の調査内容を「原則公開」に改め、委員の氏名も公表。弁護士など遺族の付添人の同席も認める。</p> <p>18 回の会議</p> <p>自殺から約2年が経過しており、元同級生や野球部員 63 人中聴き取りに応じたのは7人、アンケート 14 人。「協力しない」と回答 19 人。</p>	<p>委員5名。氏名公開。</p> <p>委員長： ・福祉大学名誉教授</p> <p>委員： ・弁護士 2名 ・大学精神神経科准教授 ・大学教育福祉学部教授</p> <p>調査委員： ・弁護士 ・福祉大学教授</p>	<p>2014/2/4 知事に「県立刈谷工業高校生の自殺に関する報告書」提出。89 頁</p> <p>自殺の背景を、①健康上の問題(肩を壊したことと右手の甲を骨折したこと)、②野球部の雰囲気(顧問の指導方針や部員の取組姿勢のばらつきと時に体罰を含む指導)、③学業成績に関する親からのプレッシャーとした。</p> <p>6月の時点で生徒は、軽傷ないし中等症のうつ病を有し、亡くなる前には、もうこれ以上がんばれないところまで追いつめられていた。結果、野球部を辞めたいけれども辞められないという二律背反を解消するには自殺するしかないというところにまで、思考は狭窄していたとした。</p> <p>愛知県のウェブサイトで公開 http://www.pref.aichi.jp/0000068944.html</p>

						2016/3/ 日本スポーツ振興センターが、「学校管理下において発生した事件に起因する死亡」と認め、死亡見舞金を支給。
5	2012/7/25 (7/26)	自殺	<p>岡山県岡山市の県立岡山操山(そうざん)高校野球部のマネジャーの男子生徒(高2・16)が、自殺。</p> <p>6/11 男子生徒は選手として入部していたが退部。7/23 マネジャーとして復帰したが、監督に「マネジャーなら黒板くらい書け」「マネジャーらしい仕事をしろ」「声を出せ」と注意されており、自殺当日も練習後、本塁付近に一人呼ばれてしっ責されていた。帰宅途中、同級生に「俺はマネジャーじゃない。ただ存在するだけ」などと話していた。また、男子生徒は部員に対し、部を一度辞めた理由を「先生に怒られるのが嫌。野球がおもしろくない」と説明、復帰した時は「マネジャーなら叱られな</p>	<p>2017/5/31 遺族が第三者委員会の設置を求める。</p> <p>2018/8/13 県教委が、第三者委員会を設置すると発表。</p> <p>2018/8/16 初会合。</p> <p>設置要綱 https://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/721877_6547598_misc.pdf</p> <p>【主な所掌事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該生徒の自殺に至るまでの事実経過及びそれらの事実の背景等の調査 ・当該生徒が自殺に至るまでの事実経過における学校の対応の事実経過及び事実の背景等の調査 ・上記事実を踏まえた自殺の原因の究明 ・学校及び県教育委員会の自殺前後の対応が適切であったかの検証 ・再発防止に関する提言 	<p>5名。</p> <p>委員長： ・新阜(にいおか)真由美弁護士</p> <p>副委員長： ・竹内 俊子 広島修道大学名誉教授</p> <p>委員： ・西山 久子 福岡教育大学教授 ・曾我 智史 弁護士 ・水田 一郎 精神科医</p> <p>調査員： 県外の弁護士3名</p>	<p>2021/3/26</p> <p>男子生徒は野球部を6月に退部。同級生に誘われるなどして同7月23日にマネジャーとして復帰した。復帰3日目の練習後、グラウンドに1人残され、監督から「マネジャーならグラウンドから目を離すな」「きちんと仕事をしろ」などと叱責された。生徒は一緒に下校した部員に「もう俺はマネジャーじゃない。存在してるだけだ」と言って別れた後、自殺した。</p> <p>第三者委は、以前から監督を怖がっていた生徒が、このグラウンドでの激しい叱責で「自分自身の存在価値を改めて否定したものと考えられる」と指摘。自殺の主な原因になったと結論。監督の言動については「教員という立場を利用したハラスメント」とも批判。</p> <p>第三者委は問題発覚前後の学校や県教委の対応についても「遺族の心情に寄り添っていない」「調査が不十分」などと批判。第三者委の発足まで6年以上経過したことなどを理由に「遺族が知りたいと考える事実すべてを解明することはできなかった」とした。</p> <p>https://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/708755_6372234_misc.pdf</p>

			い」と話したという。監督は練習中に「殺す」などの言葉を使ったり、パイプ椅子をふりかざしたりすることがあったという。 2012/-2013 県教委の調査で、監督が「マネージャーらしい仕事をしろ」などと繰り返し叱責したことが判明。ただ、体罰やいじめは確認されず、「自殺との因果関係は不明」と結論。	2018/12/ 元同級生ら 130 人にアンケート送付。 ヒアリング:元生徒 30 名、教職員 17 名、保護者 2 名、遺族 2 名の合計 51 名。 委員会会議 26 回 Web 打合せ 14 回 http://www.pref.okayama.jp/site/16/573130.html		報告書概要版 17 頁 https://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/721877_6547652_misc.pdf 報告書全文 394 頁 https://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/721877_6547654_misc.pdf
6	2012/7/31	自殺 (いじめ)	新潟県上越市の県立高田高等学校の男子生徒(高3・17)が自殺。「何を言っても信じてもらえなかった」「人の気持ちや考えを聞こうとしない」などと書いた遺書を残していた。7月下旬、男子生徒は他の部員の部活動への取り組み方についてインターネットの交流サイトで批判。 7/26 男子生徒は自らの意志で全部員の前で謝り、責任の取り方を宣	2013/9/24 県教委は県教委所管の第三者調査委員会の設置要綱を説明。 遺族側は公平な調査のために知事部局に置くべきと求め、調査の方法や内容、委員の半数を遺族側が推薦することなどを盛り込んだ修正案を提出。 2014/1/21 学校と県教委が、「平成 24 年7月新潟県立高等学校生徒の自殺事案に関する第三者調査委員会」を設置。 平成 24 年7月新潟県立高等学校生徒の自殺事案に関する第三者調査委員会設置要綱	委員7名。氏名公開。 委員長:川上 耕 弁護士(弁護士会推薦) 副委員長:近藤 明彦 弁護士(遺族推薦) ・勝又 陽太郎 新潟県立大学人間生活学部子ども学科講師(日本心理臨床学会推薦) ・斎藤 環 筑波大学医学医療系・社会精神保健学教授(日本思春期学会推薦) ・林 泰成 上越教育大学副学長(上越教育大学推薦) ・世取山 洋介 新潟大学教育学部教育学講座准教授(新潟	2016/7/26 報告書 報告書は、顧問が男子生徒の言い分を聞かず、一方的に書き込みを削除させた指摘。「『何を言っても無駄』という学校側への強い不信感を形成する結果となった」、「生徒の内面に十分な配慮を欠いたまま、問題行動に対する批判だけを行った学校の一連の生徒指導が、最大の要因だったことは否定できない」と結論。一方で、「指導は常軌を逸したものとは言えない」とし、指導は自殺の重要な契機の一つであるが、唯一の原因とまでは言い難いとした。 学校の対応としては、インターネットに係るものだけ、ゼロ・トレランス策のうち、事前ルール化を除く部分が実行され、罰の重さに

			<p>言。</p> <p>7/31 顧問に呼び出されて2度目の指導。帰宅後、夕食を取らずに自室に閉じこもり深夜に自殺。</p> <p>遺族の情報公開で、学校が県教委に「トラブルによる自責の念で自殺した」と報告したことが判明。</p>	<p>http://www.pref.niigata.lg.jp/HTML_Article/3/659/youkou,0.pdf</p> <p>事務局を新潟県教育庁総務課に置く。</p> <p>学校がまとめた調査報告書を検証。自殺後の対応の調査・検証並びに今後の再発防止を図ることを目的。</p> <p>遺族や学校関係者などから、聞き取り調査を行う。</p> <p>21人に聴き取り。</p>	<p>大学教育学部推薦)</p> <p>・藤川 大祐 千葉大学教育学部教授(日本教育工学会推薦)</p> <p>※事務局は県教育庁総務課に置く。</p> <p>※要綱で、委員が中立かつ公平な調査を行うことができないと疑うに足る相当な理由があるときは、県教委や遺族が当該委員を解嘱することができるとした。</p>	<p>一貫性がないものになっていたとした。</p> <p>なお、学校側が遺書を恣意(しい)的に解釈し、動機を「自責の念」と結論づけていたことを「ずさん」と批判。遺族にも伝えず「あまりにも自己保身的だった」と批判した。</p> <p>2017/9/ 県教委は、「教員の生徒指導が要因の一つであることを否定するものではないが、主因であるとは考えていない」「自殺には複数の要因が関係しているとして『主因は特定できない』などとの見解を文書で示した。</p> <p>2017/11/下旬 遺族から意見を問いただされた知事は、「顧問の指導は常軌を逸したものである」「教員の一連の生徒指導が主たる『法的責任を負うべき逸脱行為』であったとは考えていない」などの見解を示した回答書を遺族に送った。</p> <p>報告書</p> <p>http://www.pref.niigata.lg.jp/HTML_Article/83/434/houkokusyo,0.pdf</p>
7	2012/10/29	自殺 (いじめ)	<p>広島県東広島市の市立中学校の男子生徒(中2・14)が自殺。</p> <p>計4人の教諭から指導を受け、所属する野球部の練習への参加を禁じられた。下校後、帰宅</p>	<p>2012/11/27 「生徒の死亡にかかる調査委員会設置要綱」に基づいて、市教委が第三者委員会を設置。</p> <p>①死亡に至った経緯及び背景を明らかにする、②再発防止に向けた提言をすることを目的。</p>	<p>委員6名。氏名公開。</p> <p>法学、教育学、社会学又は臨床心理学について学識経験を有する者、医師、元警察官の外外部有識者で構成。</p> <p>委員長: 大学大学院社会科学</p>	<p>2013/9/4 報告書を提出。 30頁</p> <p>教師たちが、カボチャを置いたことを否定した男子生徒に対し、「ウソをついた」などと一方的に指導、「学校生活がきちんとできないなら、部活をする資格はない」と言ったなどとして、指導には正当な理由があったとしたが、「生徒の納得を得られる指導になってお</p>

			<p>せず、学校近くの公園で自殺。</p> <p>同校の生徒や保護者を対象にした初めてのアンケートを実施。アンケートは男子生徒の友人や保護者、教諭を対象に記述式。男子生徒の当日の行動などを尋ね、何が起こったのかを確認する。設問用紙に「非公開とする」と明示されていたことが後に判明。</p> <p>9回の会議を実施。 アンケート ・教職員 14 名(26 名中) ・生徒 73 名(108 名中) ・保護者 159 名(276 名中)</p> <p>聴取 ・教員 9 名(小学校教員含む) ・生徒 11 名(野球部 9 名, 他 2 名) ・保護者 3 名</p>	<p>研究科教授(刑事政策)</p>	<p>らず、心情に寄り添ったフォローアップ体制も不十分」と指摘。「自殺の決定的要因の特定は困難だが、一連の指導が関連性を有することは明らか」と結論。一方、「自殺の予見性は困難」とした。</p> <p>遺族のサイトで報告書を公開 http://shidoushi.com/modules/d3downloads/index.php?cid=1</p> <p>2013/9/2 遺族が、独立性・公平性・中立性が担保できる第三者委員会を市長部局に設置し再調査することを求める陳情を市議会に提出。原因解明のために実施したアンケートを保護者が開示請求するが、市教委はアンケートの実施主体が外部有識者の調査委員会で、元委員長が保管しているため「公文書ではない」との理由で、「不存在」と回答。開示請求を拒否。その後、両親の抗議を受けて、市教委で保管することを協議。</p> <p>2015/ 6/11 両親は、「納得いかない生徒指導により追い詰められた指導死」で「学校側が適切な配慮を欠いていた」として 東広島市などに約1億 1700 万円の賠償を求めて広島地方裁判所に提訴。</p>	
8	2012/12/23	自殺	<p>大阪府大阪市の市立桜宮高校のバスケットボール部キャプテンの男子生徒(高2・17)が自</p>	<p>2012/12/28 市教委が外部監察チームを設置。事件が発生するに至った全容説明。</p>	<p>弁護士5名。氏名公開。 西島 佳男 弁護士 千葉 康平 弁護士</p>	<p>2013/4/30 38 頁 2011 年にバスケットボール部の顧問だった元男性教諭に関する体罰情報が外部から寄せられながら放置されたことについて、学</p>

		<p>殺。 顧問の体育教師にあてて「顧問の教師から顔を叩かれたなどの体罰を受けてつらい」などと書いた手紙と遺書が残されていた。 男子生徒は自殺する前日にも顧問教師から体罰を受けていた。</p> <p>この教師については以前にも、市教育委員会に、体罰をしているのではないかという情報が寄せられたが、学校からは「体罰はなかった」との報告があったという。</p> <p>2013/1/9 過去に暴力行為による顧問教諭の懲戒処分が行われたバレーボール部において再度、同じ顧問による暴力行為が行われていたことが発覚。</p>	<p>体罰等の根絶を目指した外部通報窓口の設置及び窓口に寄せられた通報に関する事実調査。</p>	<p>中島 亮平 弁護士 高橋 映美 弁護士 阪中 達彦 弁護士</p>	<p>校内の不祥事を外部ではなく校長が調査し、教員畑の市教委職員が校長を指導することから「調査に限界がある」などと批判。学校側と市教委側とのなれ合いの調査となった可能性があると指摘。市教委に速やかに調査方法を見直すよう求めた。</p> <p>体罰が放置された一因は「調査に消極的態度をとった学校と、学校に厳しく指導しなかった教育委員会にある」と指摘。適切な調査が行われていれば、元顧問による体罰や生徒の自殺を回避し得た可能性も否定できないとした。教委指導部は職員の8割が学校現場から異動してきた教員出身者で占められ、体罰情報を扱う際に「仲間意識からなれ合いに陥る危険が潜む」と批判。さらに桜宮高の例も含めて大半の体罰が「生徒、保護者が異を唱えていないために顕在化していない」とし、「根絶されない根本的理由の一つ」と指摘。</p> <p>大阪市のウェブサイトで公開。 http://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000217951.html</p> <p>2013/2/ 市教育委員会はバスケットボール部顧問だった教諭(47)を懲戒免職処分 2013/3/26 体罰を見過ごし、他の教諭からの調査を求める進言を放置するなど適切な監督責任を怠ったとして、前校長を停職1カ月、教頭(55)を同10日の懲戒処分。</p>
--	--	---	--	--	---

						<p>2013/9/26 大阪地裁で、傷害と暴行の罪に問われていた元教師に懲役1年、執行猶予3年の判決。</p> <p>2013/12/11 両親は、体罰を知らずながら防止しなかった大阪市の管理責任を追究したいと、大阪市に対し、約1億5000万円の損害賠償を求める裁判を、起こす。</p> <p>2016/2/25 東京地裁で、顧問教諭の有形力行使による暴行及び威迫的言動を、教育上の指導として法的に許容される範囲を逸脱した一連一体の行為として、不法行為法上違法と評価。</p> <p>自殺との相当因果関係、予見可能性を認定して、大阪市に約7500万円の賠償を命じた。(確定) 生徒にもストレスに弱い面があったとして、3割の減額。</p>
2013/9/28 いじめ防止対策推進法 施行。いじめ調査のなかで、教師の指導の問題が明らかになる例が増加。						
9	2014/2/22	自殺 (いじめ)	兵庫県たつの市の市立中学校の男子生徒(中2・14)が自殺。「人間しよせんは一人死ぬときも生きるときも相談?偽善者に何を言えばいいんだ。」などと書いた遺書があった。 1/27、男子生徒は同級生の男子に暴行を加えてけがを負わせた。翌	2014/5/29 市教育委員会が第三者による調査委員会を設置。自殺の原因を調べ、再発防止に関する取り組みなども検討する。学校の対応についても検討する。 校長、当時の担任ら学校関係者6人や自殺した男子生徒の父親ら計9人に聴き取り調査を実施。 生徒らへは、受験などに影響が出	3人 氏名公開 委員長:加藤 恵一弁護士 県弁護士会の弁護士 委員:大学副学長 臨床心理士で福祉大学の准教授。 遺族に、メンバー選定理由の説明なし。	2015/7/3 21頁 調査委員会が調査結果を発表。 1月の生徒間トラブルについては、けんかではなく、「一方的な暴行事件」と認定。 警察への被害届の提出を勧めたことについては「けがが重く、事件解明の必要があり、問題なかった」とした。 生前の学年集会で教諭が「14歳からは刑事責任能力があり、逮捕、勾留される」などと説諭したことについても不適切ではなかったと判断。

			<p>日、教諭の提案で同級生の保護者が警察に被害届を出した。</p> <p>教諭の1人はトラブルの後、男子生徒も出席していた学年集会で、13歳以下の「触法少年」と14歳以上の違いを説明。「14歳以上は犯罪になる。鑑別所、刑務所に行く」と指導したという。</p> <p>父親は、「息子はいじめを止めようとしたけんかで相手生徒にけがをさせてしまい、警察へ被害届を出されたことを苦にしていた」と話した。</p> <p>3/末 同教諭は「理由は不明」のまま依願退職。もう一人は別の中学に異動。</p>	<p>たり、不安を抱く懸念などを考慮し、聴取しなかった。</p>		<p>自殺の理由については、「誰にも相談できず、孤独感を感じていたことは推察できるが、何を相談したいと思っていたかは不明」「裏付ける十分な資料はなく不明」とした。</p> <p>概要版(8頁)のみ記者に配布。</p> <p>父親は、「悔しい。先生の話はうそばかり」「教員が息子を追い込んだと思っている。目撃したり、先生と息子とのやりとりを知っている生徒たちからも話を聞いて、息子が追い詰められた経緯を明らかにしてもらいたかった」調査結果に疑問を呈した。</p>
10	2014/3/12	自殺	<p>北海道札幌市南区の市立小学校の男子児童(小5・11)が自宅で自殺。</p> <p>3/12 男子児童の担任教師が同日午後、学級内の問題行動などについて話し合おうと保護者</p>	<p>遺族側から学校での児童に対する指導内容を調査するよう要請。札幌市教育委員会は遺族の意向で、いじめの有無や学校の指導方法について、校内の調査委員会が精神科医や弁護士の助言を受けながら調査。</p>	<p>校内の調査委員会 精神科医や弁護士が助言</p>	<p>2014/12/9 市教育委員会は、学級崩壊で教師と児童の信頼関係が損なわれていたと発表。</p> <p>学級は「5年生2学期後半から、複数の児童が表だって担任に反発するなど極めて落ち着かない状態」で、「物が隠されたり、悪口が書かれたメモが机に入れられるなど、いじめを疑わせる事案」も起きていたという。</p>

			を集めて懇談会を開催。男子児童の保護者も参加し、帰宅して児童とこの件で話をした。その後、夜になって、男児が自室で自殺しているのを発見。遺書などは見つかっていない。男子児童が通っていた小学校のクラスでは3学期に入り給食用のエプロンが隠されるなどの問題も起きていたという			
2014/7/1 「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂を通知。						
11	2014/12/15	自殺	宮城県栗原市の市立中学校の男子生徒(中3)が自殺。スマートフォンには、「生きていてもしょうがない」などと書いたメモ書きが残されていた。男子生徒は保護者に、「部活動の試合で自分が出る時間が少ない」と親に打ち明けたり、「怒られる生徒が自分を含め決まっている」などとツイッターに書きこんだりしており、保護者が担	2015/1/ 市教委が第三者委員会を設置。計25回委員会を開催。同級生らへの聞き取りも行った。	弁護士や臨床心理士など8人	2015/12/25 第三者調査委員会は、原因について、「学校や家庭をはじめとする諸要因が複合した可能性」と推測。具体的な要因として、受験への不安や「一部の教師がほかの生徒をひいきしている」と男子生徒が考えていたことを挙げながら、 学校の指導や対応は「不適切とは言えない」と判断。 男子生徒がネットで心の危機のサインを多く発信していたことについては、「(自殺のサインが)共有されず、連携した取り組みができなかった」ことについては学校の指導が不十分だったことを指摘。また、男子生徒の自殺の翌日に、「不慮の事故で死亡した」「校外で見知らぬ人に尋ね

			任に変わった様子はないか尋ねていた。			られても『知らない』と答えるように」と在校生に伝えたことを、事実を隠そうとしていると、生徒や保護者に不信感を抱かせる対応だったとした。
12	2015/2/	自殺	<p>大分大学の経済学部の男子学生(大3・20代)が自殺。</p> <p>2014年4月頃から、講師(30代)がこの学生を指導。学生は授業の準備などを手伝っていた。元講師は同年夏ごろから、学生の研究発表内容などを「要領が悪い」などと再三叱責。LINEで未明にメッセージを送ることもあったという。学生は両親に「講師の指示に対応できなくなった」と話していたという。父親がアカハラを同大に申し立てて大学の内部調査委員会が調べた結果、元講師がささいなミスを責めたり、人間性を否定するような発言をしたりしていたとして、アカハラと認定。</p> <p>2016年3月に任期切れ</p>	<p>父親からの訴えで、大学は弁護士や医師らによる委員会をもうけ、アカハラと自殺の関係を調べる。</p> <p>学生の家族や友人ら計22人に聞き取り</p> <p>男子学生のスマートフォンから無料通信アプリ「LINE(ライン)」の記録を調べた。</p>	<p>弁護士ら 委員長・麻生昭一弁護士</p>	<p>2016/12/27</p> <p>検討委は、元講師の指導について「男子学生に繰り返し有形無形の精神的、身体的な苦痛を与えた」「指導・教育を逸脱した」と判断。講師の責任を認めた。</p> <p>アカハラ以外に理由が見当たらないことなどから、元ゼミの講師の男性(37)によるアカデミック・ハラスメントが自殺の原因だと認定。ゼミの男性講師は14年7月～15年1月、ラインで「稚拙すぎます」などと否定・叱責する言葉を繰り返し送信。深夜や未明に送っていたケースもあった。</p> <p>男子学生は生前に遺書を2回書いていたという。</p> <p>また、この学生に対する元講師の態度に問題があると、周囲の人たちが元講師を指導する准教授に相談したのに、准教授が詳しく調べなかったことも指摘。検討委は、学生の安全に配慮する注意義務違反にあたるた大学側の責任にも触れた。</p>

			で講師は退職。「反省しないといけない」と話しているという。			
13	2015/8/ 下旬	自殺	新潟県の県立高校の男子生徒(高1)が早朝、自宅のベランダから転落死。 約1カ月後、報道関係者から遺族宅に「生徒は亡くなる前日、課題を提出することができず、クラス全員が課題の再提出をすることになった」などと書かれた投書があった。	遺族が、「学校や教師が生徒を追い込んでいなかったか」と、調査を要求。 2015/11/ 県教委が設置した第三者委員会が調査を開始。 クラスの生徒への書面アンケートや、教員への聞き取りを計11回実施。	第三者委は教育や心理学や法律の専門家6人で構成。 会長:梅野 正信 上越教育大副学長 職務代理者:青山 雅子 精神科医師 伊藤 真理子 新潟青陵大学大学院准教授・臨床心理士 武井 恒美 社会福祉学部社会福祉学科・特任教授社会福祉士 足立 定夫 弁護士 川上 克(まさる) 新潟県高等学校 PTA 連合会会長 臨時委員: 折目(おりめ) 直樹 新潟大学大学院医歯学総合研究新潟県精神医療分野・医師 浅田 剛正(たかまさ) 新潟青陵大学大学院臨床心理学研究科准教授 臨床心理士 岩淵 浩(ひろし) 弁護士 吉田 金豊(きんぽう) 新潟県立巻高等学校 PTA 会長	2018/3/25 報告書を提出。 第三者委員会は、罰則など、遺族が指摘した行為は確認できず、いじめなど自殺に結びつく他の要因も確認できなかったと結論。 2015年5月ごろ、課題の提出を忘れたことを気にする様子がみられたが、投書にあった課題の連帯責任の事実は確認できなかった。 他方、生徒が高校入学後に成績が下がっていたことや、小学校時代にいじめにあっていたと述べていたことに着目。過去に傷ついた体験があると、周囲にとっては小さな出来事でも重大に捉えて不安に陥る場合があり、よりきめ細かい対応をとるべきだと提言。 また、例年長期休業後の自殺が多いことを挙げ、「これを機にきめ細かな学習指導を行う必要がある」などと指摘。 報告書は遺族ら関係者への配慮から、氏名や学校名などは伏せて示された。 概要版 http://www.pref.niigata.lg.jp/HTML_Article/279/184/2gougaiyou_118722.pdf

14	2015/10/上旬	自殺 (いじめ)	<p>北海道札幌市内の道立高校の男子生徒(高3)が、同級生の携帯電話をめぐるトラブルについて、同校の教師から事情を聴かれている途中に行方不明となり、4日後に遺体で発見された。</p> <p>同級生が紛失した携帯電話を持っているのではないかと校内で指摘を受けた。男子生徒は、この同級生に対し「盗んでいない。信じてほしい」と語ったという。</p> <p>翌朝、生徒指導担当の教師が男子生徒を呼び出し、個室で事情を聴いた。教師は男子生徒から話を聞き始めた40分後、自習にしていた受け持ちのクラスの様子を見に教室に行き、15分後に戻ったが、男子生徒の姿はなかったという。</p>	石狩教育局は、文部科学省の指針に基づいて第三者委員会を設置し、学校関係者らに聞き取り調査を行う。	大学教授を委員長とし、弁護士ら数人で構成。	<p>2016/ 報告書提出。 詳細非公表。</p> <p>2017/8/ 自殺したのは、助教によるアカデミックハラスメント(研究・教育で地位が上の人が行う嫌がらせ)が原因だったとして、両親が同大と助教を相手取り、約1億2000万円の損害賠償を求める訴訟を山形地裁に起こした。</p> <p>2018/11/13 山形地裁で、和解。内容は非公開。</p>
15	2015/11/	自殺	山形県米沢市の山形大工学部の男子学生(大	両親の相談を受けた同大は、外部有識者の調査委員会「工学部	外部委員4人	2016/6/ 調査委は、助教に暴言を浴びせられる様子が目撃されていた、家族に相談し

			4)が自殺。 同じ研究室だった40代の男性助教を「恨んでいる」とのメッセージが、スマートフォンに残されていた。	キャンパス・ハラスメント防止対策委員会調査委員会」を設置。		<p>ていたなどの事実があったとして、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助教によるアカハラに抵触する言動があった ・自殺と助教のアカハラには因果関係がある ・大学は学生の自殺前、両親の相談に対処しなかった ・大学は情報を共有せず、自殺を防ぐセーフティーネットが機能しなかった <p>ーとの報告書を作成。</p> <p>学長は「自殺に関しては個人情報保護の観点から非公表とした」と説明。報告書の指摘や大学側の責任の有無については「ノーコメント」とした。</p> <p>2016/10/ 同大は、助教が研究室の複数の学生に長時間、説教をしたり、不機嫌な態度を示したりする行為を日常的に繰り返したとして停職1カ月の懲戒処分。</p> <p>処分の発表時、学生が自殺したことやアカハラ発覚の経緯は伏せられた。</p> <p>2017/8/ 自殺したのは、助教によるアカハラが原因だったとして、両親が同大と助教を相手取り、約1億2000万円の損害賠償を求める訴訟を山形地裁に起こした。</p> <p>2018/11/13 山形地裁で和解。和解内容は非公開。</p>
16	2015/11/4	自殺 (いじめ)	鹿児島県奄美市の市立中学校の男子生徒が自	2016/3/ 第三者調査委員会を設置	6名 委員長:内沢 達	2018/12/9 報告書提出 127頁 当該生徒の発言を「いじめ」と認定すること

			<p>殺。 不登校になりかけている男子生徒Aに対して、5人の男子生徒がいじめているのではないかと担任が疑い、指導。 Aに対して自分のしたことを紙に書くようにと言われた男子生徒は、(いじめたことはないが、Aが不快に思ったかもしれないとして)「話を最後まで聞かないことがあった」「意味のわからないことを言ったことがある」と書いた。 指導当日、担任が男子生徒宅を訪問。教師が帰った40分後、男子生徒は自宅で自殺。 担任は他の生徒の家庭には行っていない。男子生徒宅を訪問した理由を担任は、「思いを持つ子だからそわそわした」と不安を感じての訪問であったことを口にした。</p>	<p>設置規約 https://www.city.amami.lg.jp/somu/documents/kiyaku.pdf</p>	<p>副委員長: 榎 優香 委員: 大貫 隆志 小山 献 清田 晃生 餅原 尚子</p>	<p>はできないとして、担任の事実確認の十分さと、指導時の発言を、生徒の尊厳を傷つける不適切な行為と問題点を指摘。また、担任が家庭訪問した際。かけた言葉は、当該生徒の気持ちや立場を理解しない不適切なものだったと指摘。 生徒指導や家庭訪問時の対応を誘因として精神的混乱を生じ、心理的視野狭窄に陥る中で自殺行動に至ったとして、指導と自殺との因果関係を認定。 事後対応の問題として、当該生徒がいじめを行ったと認定し、学校の不適切な指導を正当化しようとしたこと、「子どもへの指導で欠けていた部分」を把握しようとさえしなかったことなどを挙げた。</p> <p>報告書 http://www.city.amami.lg.jp/somu/documents/daisansyaiinkaihoukokusyo.pdf</p>
17-1	2015/11/10.	自殺	茨城県取手市の市立中	2016/6/27 市教委は、遺族の要	弁護士や精神科医、大学教授	2017/6/29 遺族が、いじめ防止対策推進法

		(いじめ)	<p>学校の女子生徒(中3・15)が自宅で自殺。日記には『いじめられたくない、ぼっちは嫌だ。私を1人にしないで願っていたから』という記述があった。また、生徒が亡くなる当日に同級生の2人が誤って学校の窓ガラスを割ったことについて、関わっていないことを知りながら担任の教師から注意されたという。</p> <p>2015/12/ 学校は全校生徒にアンケートを実施し、市教委が3年生全員から聴き取り調査を行ったが、「いじめはなかった」と結論。一方、遺族が独自に生徒 16人から聴き取りをした結果、体がくさいとして、「くさや」と呼ばれていたことが判明。</p>	<p>望を受けて、第三者を入れた調査委員会を設置。</p> <p>女子生徒の両親や教員、同級生とその保護者らから事情を聴き、自殺に至るまでの経緯や背景について調べる。女子生徒が自殺した後の学校や市教委の対応についても検証する。調査後、報告書を作成して市教委に報告する。</p> <p>のちに、2016/3/16 付け取手市教育委員会臨時会で、「いじめによる重大事態ではないと判断」することを決議していたことが判明。</p> <p>設置要綱 2016/4/28 付け https://www.city.toride.ibaraki.jp/reiki/reiki_honbun/ae01614401.html</p>	<p>ら5人で構成。</p> <p>生越 達(おごせ とおる) 茨城大学教育学部長 (茨城県スクールカウンセラー) 曾我部 和広(そがべ かずひろ) 白百合女子大学教授 臨床心理士 高橋 祥友(たかはし よしとも) 筑波大学教授 精神科医 医学博士 徳田 祐介(とくだ ゆうすけ) ひたちの総合法律事務所 弁護士 中込 四郎(なかごめ しろう) 筑波大学教授 臨床心理士</p> <p>委員が男性ばかりであることを理由に、遺族側推薦人の女性を入れることを申し入れるが、拒否。 横山 典子 臨床心理士を追加</p>	<p>第28条にもつどき設置された委員会ではなく、中立性と公正さを欠くとして、調査の中止と委員会の解散を申し入れる。</p> <p>学校の調査では、いじめに関する事実が出てこなかったが、両親が独自に同級生20人に会って話を聞いた結果、いじめを示唆する証言が次々と出てきた。</p> <p>調査委員が収集したり、自ら調査を行ったりした調査の記録を再調査委員会が始まる前に全て廃棄。</p>
17-2		自殺		<p>2017/8/ 両親の要望を受けて、県が新たな第三者委員会を設置。事務局を県知事部局に置く。</p>	<p>第三者委は、両親と県教委が推薦する委員それぞれ2人と委員長の5人で構成し、委員長は日弁連に派遣してもらうよ</p>	<p>2019/3/20 委員会は、同級生の女子生徒3人が当該生徒を連日のように「くさや」と呼び、他の生徒に「臭くない？」と告げたり、アルバムに「きら</p>

			<p>(茨城県)取手市立中学校の生徒の自殺事案に係る調査委員会条例</p> <p>http://www.pref.ibaraki.jp/somu/somu/hosei/cont/reiki_int/reiki_honbun/o4001988001.html</p>	<p>う要請。</p> <p>第三者委は、両親と県教委が推薦する委員それぞれ2人と委員長の5人で構成し、委員長は日弁連に派遣してもらうよう要請。</p> <p>委員は6人、任期は2年。 市川須美子 独協大法学部教授(教育法)、 蒲田 孝代 弁護士、 栗山 博史 弁護士、 佐竹 由利子 臨床心理士、 竹村 睦子 ソーシャルワーカー、 森嶋 昭伸 日本体育大児童スポーツ教育学部教授(学校教育)</p>	<p>一い、うざーい」などと書き込んだことなど、複数の行為をいじめと認定。</p> <p>いじめた生徒と当該生徒が遅刻した際には当該生徒だけをしかるなど、それまでの担任の言動がいじめを助長したと指摘。いじめた生徒と一体的に「当該生徒の心理に影響を与えていった」と認定。</p> <p>自殺当日、いじめていた同級生が教室のガラスを割った際、音を聞きつけてその場に行った中島さんを担任が「連帯責任がある」と指導したことなど、学校側の対応を「いじめで心理的に追い詰められていた当該生徒をさらに深い苦しみに陥れ、自殺の引き金になったといえる」とした。</p> <p>報告書は、同法の「重大事態」に該当しないと市教委が議決した点について、市教委幹部がいじめがあったとの認識を持っていたのに、教育委員に都合の悪い情報を提供せず「ミスリードするような姿勢が認められる」と指摘。</p> <p>市教委が設置した同法に基づかない独自の第三者委員会が、中立性を欠くとの両親の指摘で解散した際に記録を全て廃棄したことを「公文書であり、廃棄は断じてあってはならない」と問題視した。</p> <p>概要版 取手市 https://www.city.toride.ibaraki.jp/seisaku/shise/machizukuri/oshirase/tyousakekkahouko.html</p>
--	--	--	--	--	---

						<p>全体版 85 頁</p> <p>https://www.city.toride.ibaraki.jp/seisaku/shise/machizukuri/oshirase/documents/31032Ochosahoukokusho-zentai.pdf</p> <p>茨城県</p> <p>https://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/seisaku/tyosei/toridechosaiinkai.html</p> <p>再発防止策</p> <p>https://www.city.toride.ibaraki.jp/sido/shise/shicho/kyoikuinkai/documents/pabukome3.html</p> <p>2019/7/25 取手市は、遺族に寄り添う対応をせず、いじめ防止対策推進法に基づく第三者委員会の設置を怠ったなどとして、当時の市教育委員会の部長を減給 10 分の 1(6 ヶ月)の懲戒処分にした。</p>
18	2015/12/4	自殺 (いじめ)	<p>奈良県生駒市の県立奈良北高校の男子生徒(高1・16)が、期末テストでカンニングを疑われ、校舎4階から飛び降り自殺。</p> <p>答案用紙の裏には、「俺はカンニングをやっていない」「からかわれたり、バカにされたりするのがとてもつらかった」と書いていた。複数の同</p>	<p>2015/12/15 県教委は常設の「県立学校いじめ問題調査委員会」に調査を依頼。</p> <p>12/17 父親が、遺族への説明は30分だけで不十分として、調査に遺族の意見を反映するよう求める要望書を提出。遺族側が推薦する委員の選任などを求める。</p>	<p>委員 5 名。氏名公開。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立大学免許資格課程センター教授 ・弁護士(奈良弁護士会) ・県立医科大学教授 ・臨床心理士 ・権利擁護センター運営委員長 <p>委員…田辺委員長、大橋委員、飯田委員、川上委員、石井</p>	<p>2017/7/21 報告書を提出。</p> <p>男子生徒は入学後、級友に積極的に話し掛けていたが、次第に「浮いた」存在と見られるようになった。</p> <p>委員会は、クラスのほぼ全員が参加する無料通話アプリ「LINE(ライン)」のグループから生徒が排除され、中傷するメッセージが書き込まれていたことなど6件をいじめ行為と認定。</p> <p>他の生徒への暴力など問題行動もあり15年10月までに3回、教師から個別の「特別指導」も受けた。特別指導も男子生徒を十数</p>

			<p>級生の氏名も書かれていた。</p> <p>男子生徒は5月頃からラインいじめを受けており、担任に相談。担任がいじめを注意して一旦はなくなっていた。</p>		<p>委員 専門委員…木下専門委員、大塚専門委員、亀岡専門委員</p>	<p>日間、別室に隔離して反省文を書かせるなどしており、「教育的とはいえない」とした。</p> <p>また、その際、校長から退学を勧めるような発言があったことなどで、生徒が苦痛を感じていたことに学校側が気づかず、多くの教員が「変わった子」と捉え、特性を理解し支援しようとしなかったなどの問題点を指摘。</p> <p>学校から3回の特別指導を受けて心身の苦痛を深め、「退学を免れない」と校舎から飛び降りたと結論。</p> <p>同年6月と11月に全校生徒を対象に実施されたアンケートで生徒へのいじめに関する記載があったにもかかわらず、学校が認識しなかったことを「大きな問題」と指摘。</p> <p>概要版 http://www.pref.nara.jp/secure/183606/gaiyou.pdf</p>
19	2015/12/8	自殺	<p>広島県安芸郡府中町の町立府中緑ヶ丘中学校の男子生徒(中3・15)が、過去の非行歴を理由に志望する私立高校への推薦が認められないと学校側から伝えられた後、自殺。</p> <p>自殺後、1年生時に万引きしたのは別の生徒だったことが判明。1年</p>	<p>町教委と中学校は、「個人情報の管理がずさんだった」として、遺族に謝罪したが、学校推薦を受けられないことが自殺の原因になったかどうかについては「可能性はあるが断定できない」として、第三者委員会を設置。</p> <p>計25回の会合。 生徒の両親や中学の教職員、関係の深かった同級生4人などから</p>	<p>教育学の教授や弁護士、臨床心理士ら5人で構成。</p>	<p>2016/11/3 第三者委員会が、町教育委員会に報告書を提出。</p> <p>やっていない「万引き」を理由に私立高校への推薦はできないと告げられたことが、生徒の自殺要因の一つになったと指摘。教員間の不適切な引き継ぎに基づく「万引き」との指摘に生徒が否定できなかった点など複数の要因が重なり、自殺に至ったとした。</p> <p>また、同委は「この生徒と教員との間に日常的な信頼関係が十分に構築されていなかった」と背景を指摘。問題点として、組織的な</p>

			当時、生徒指導の会議資料に記されており、その場でミスが判明し訂正された。しかし、資料の元データは訂正されず、そのまま引き継がれていたとみられる。	話を聞く。 また、同級生らにアンケート239通を郵送。83通(うち無回答22通)の返信があったが、当該生徒の悩みに関する回答はほとんどなかったという。		生徒指導、進路指導の欠如、「荒れ」の克服にとらわれた強権的、抑圧的な指導に陥り、学校が共感的な支援をしなかったことなどを問題点にあげ、生徒指導や情報管理の見直しを求めた。 【概要版】 http://www2.town.fuchu.hiroshima.jp/www/contents/1478243294900/files/gaiyouban.pdf 2018/12/5 遺族が町に約6700万円の損害賠償を求める訴えを広島地裁に起こす。 2022/3/25 広島地裁で、和解。 町が、和解金約2900万円を支払う。
2016/3/31 文科省、「学校事故対応に関する指針」を通知。						
20	2016/5/12	自殺	東京都大田区の区立中学校の男子生徒(中1・13)が自宅マンションから飛び降り自殺。 生徒はこの日、学校で、持ち込みが禁止されている菓子を隠し持っていたとして、複数の教員から注意を受けていた。	2017/1/ 遺族から文部科学省の「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」に基づく詳細調査の実施の要望があり、大田区教育委員会は、第三者で構成される委員会を設置して、詳細調査を実施。 21回会議	新井立夫 学識経験者 飯田豊浩 弁護士 岩崎政孝 弁護士 岩田淳子 臨床心理士 杉浦寛奈 医師	2017/12/ 大田区立学校生徒事故調査委員会が調査報告書を提出。 2018/5/ 調査報告に関する補充説明書の提出。 2018/10/ 「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき、平成30年10月に遺族の意見書とともに区長へ報告。遺族の要望により、調査報告書は非公表。 https://www.city.ota.tokyo.jp/smph/kyouiku/kyouikuseisaku/ota-gakkou-jiko-choysa-iinkai.html
21-1	2016/7/26	自殺(いじめ)	山口県周南市で、県立高校の男子生徒(高2・	2016/8/1 生徒の保護者から「いじめがあったのではないか」	学識者ら6人で構成 委員長:田辺 敏明 山口大教	2017/11/21 報告書によると、生徒は教室や部活動で日

			<p>17)が鉄道自殺。 スマートフォンには遺書のような書き込みがあった。 男子生徒は、部員が少ない野球部顧問の男性教諭に、野球の経験がないにもかかわらず「助っ人」を頼まれ、死の8日前から練習に参加。初日から家族に「きつい。やめたい」とこぼし、顧問から命じられた丸刈りも嫌がっていた。一方、テニス部の練習に出られなくなった生徒は、部員からSNSで「部室にあるお前の荷物全部池にすてる」などのメッセージを受け取っていた。</p>	<p>との申し出があり、県教委が学校側から聞き取りを実施。 8/10 県教委は、生徒がいじめを苦に自殺した可能性があるとして、常設しているいじめ問題調査委員会が調査部会を設置。 8/12 初会合。調査方法や今後の対応方針を協議する。</p> <p>2017/7/ 遺族は「事前に知らされておらず、(調査部会の設置を報じた)テレビのニュースで初めて知った」という。校長経験者や弁護士ら調査部会のメンバーも遺族と協議することなく決められており、「公平性や中立性に疑問がある」と訴えている。遺族推薦の委員を入れることを要望するが、拒否される。</p> <p>2017/7/26 生徒の自殺といじめの因果関係を一部認める報告書案をまとめた。ただし、自殺との因果関係については「あったかなかったかといえばあった」という趣旨の内容で一部を認めつつ「自殺にはいろいろな要素があり、いじめだけが原因ではない。複雑な事情が絡ん</p>	<p>授 委員： 弁護士 臨床心理士 社会福祉士 精神保健福祉士 人権擁護委員</p> <p>臨時委員： 精神科医師</p> <p>オブザーバー 精神科医師</p>	<p>常にやゆされるなどし、生徒を「いじられキャラ」と見ていた教諭もいた。ところが教諭らは「それで人間関係が保たれている」などと問題視せず、中には「私もいじっていたが寄ってきた」と話す教諭もいた。しかし、生徒は「とても恥ずかしい」とソーシャル・ネットワーク・サービス(SNS)に書き込んでいた。</p> <p>部員数が少ない野球部の顧問教諭から「助っ人」を頼まれ練習に参加すると、テニス部員から一方的に無料通信アプリ「LINE」のグループを退会させられ、部室の荷物を「早く持ってけ」などと伝えられた。これらはいじめに当たると認定。しかし、「友人関係が壊れたわけではなく、ほころびた」とし、両部の顧問の対応についても、他の部員に転部のいきさつを説明しないなど連携不足があったと指摘。</p> <p>生徒は野球部の練習についても悩み、SNSに手の指の皮がむけた写真とともに野球部の練習が辛いことを書き込んでいた。生徒が顧問とは別の教諭らに手のまめを見せ「眠れない」などと訴えたが、教諭らは「自分で決めたことだ、頑張り」「徐々に慣れる」と応じたただけだった。</p> <p>これら複数のストレス要因を指摘した上で「いじめのみを自殺の要因と考えることはできない」と結論。自殺の原因を特定しなかった。</p>
--	--	--	---	--	--	---

				<p>だ結果」などとしているという。 41 回会議</p> <p>調査の対象に調査委員会の委員長がかつて校長を務めた中学校の生徒が複数含まれていることが判明。</p>		<p>また、生徒の訴えなどを見過ごした教諭や学校の責任についても言及しなかった。 生徒自殺8日前から参加していた野球部での練習で、顧問の指導が適切だったかについては、県教委に判断を委ねる方針を示した。</p> <p>県教委は報告書を「報道機関などに提供しない」とする「誓約書」の署名を求めたが、遺族側は応じなかった。 記者会見では、概要版(21 頁)のみを公表。本体の報告書は生徒への聴き取りが「公開を前提としたものではなかった」として、非公開とした。</p>
21-2	自殺再調査	<p>遺族は自殺と、学校内のいじめや部活動の指導との関係を調べるよう求める。 遺族側は、委員長の大学教授ら複数の委員が県などと雇用関係にあったことなどで不信感を強めていた。</p>	<p>2017/12/27 知事が再調査の実施を決定。 県が条例により設置している常設の第三者委「いじめ調査検証委員会」(県内の大学教授や弁護士ら計5人の委員)で再調査する方針。</p> <p>遺族側は、遺族が推薦する県外の団体を通じて委員を新たに選ぶよう要望。 県は「新たな委員会を設置したり、委員を代えたりするのは迅速な対応という第三者委の趣旨に反する」とし、新たな委員を加</p>	<p>県内の大学教授や弁護士ら計5人の委員 委員長:堂野 佐俊(どうの さとし) 山口学芸大教授</p>	<p>2019/2/1 報告書提出 約 100 頁 同級生から受けた「LINEライングループからの強制退会」「からかい」など 18 の行為をいじめと認定。このことにより、男子生徒が孤立感や絶望感を強めたことが、自殺のきっかけとなった可能性があるとした。 また、複数の教職員の5つの行為を「いじめに類する」とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全校生徒の前で名前を呼ぶ ・掃除用具の片づけの押し付ける ・テスト中に『ちゃんとやったんか』と話しかけた ・対応に困るようなことを言う ・不必要に名前を連呼するなど 	

				<p>えることも、条例で「委員は5人以内」と定めているため「条例改正が必要で時間がかかる」と難色を示す。</p> <p>再調査では、野球部での指導は適切だったか いじめや指導が生徒の精神状態にどんな影響を与えたか などの解明に力を入れる。</p>		<p>こうした行為を男子生徒がツイッターへの投稿で「恥ずかしい」と明かしたり、友人に「嫌だ」と伝えたりしていたことから、「不快に思っていた」などと指摘。「生徒にとってストレス要因になった」と結論付けた。</p> <p>検証委は報告書で教職員の行為に他の生徒が同調し、次のいじめを生み出す端緒となる可能性がある」と強調。適切ないじめ対策と部活動運営、教職員による十分な配慮と対応があれば、自殺を防ぎ得た可能性がある」と結論付けた。</p> <p>http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cmsdata/9/8/7/987b729c26f6758215f3b991c6ca9f04.pdf</p> <p>2019/7/23 県教委は、監督責任を問い、校長を減給10分の1(1か月)の懲戒処分。教頭2人を文書訓告。野球部顧問を嚴重注意。</p> <p>いじめに類する行為をした教員への処分は、「懲戒の指針に照らしあわせた結果、懲戒処分には至らない」として、見送り。</p> <p>2022/3/18 山口簡易裁判所で、県と遺族とので、調停成立。</p> <p>①「県いじめ調査検証委員会(再調査委)」の報告書提言の具体的進捗状況や成果を毎年、遺族に報告する</p> <p>②再発防止に向けての対策を、相談体制、</p>
--	--	--	--	---	--	---

						<p>自殺予防教育の推進などを継続</p> <p>③関係した教職員が命日前後に、追慕・追悼のための機会を設ける</p> <p>④男子生徒の名前を刻んだ銘板とともに学内に記念樹を植える</p> <p>⑤風化防止のために必要な措置をとる</p> <p>⑥いじめ問題に関連した文庫の設置</p> <p>⑦遺族は県のいじめ対策に意見したり、提言したりできる</p> <p>⑧今後5年間、遺族が教職員の研修で講話するなど、10項目の協定を結んだ。</p> <p>2022/4/23 統合先の学校に、記念碑を設置。「海都(かいと)」「亡くなった生徒の名前」と「かけがえのないいのちとわに守ることを誓って」と刻む。いじめなど学校の問題を扱った本を60冊ほど寄贈し、「海都記念文庫」も設けられた。</p>
22	2017/2/6	自殺	<p>愛知県一宮市の市立浅井中学校に通う男子生徒(中3・14)がJR大阪駅前の商業施設から飛び降り自殺。</p> <p>男子生徒の携帯ゲーム機には遺書のようなメモがあり、「担任に学力や存在価値など私の人生全てを壊された」などと記されていた。</p>	<p>2017/2/17 市の教育委員会は第三者委員会を設置し、調査。</p> <p>2017/2/23 第1回目 遺族、友人、学校関係者など20余名から聴き取り。</p> <p>2017/6/2 遺族が第三者委員会に、「調査状況を知らせよう求めたが回答がない」として、抗議文を提出。</p>	6名 委員長:福田 皓一	<p>2017/8/24 調査委員会は、「学校の対応が不十分だった」とする報告書を公表。</p> <p>教員との関係悪化でストレスが蓄積したことが自殺につながったとする。</p> <p>報告書によると、男子生徒は体育祭でけがをした際、担任の対応に不満を持って関係が悪化した。さらに、2月の三者面談で進路指導の教員から「全部落ちたらどうする」と言われたことなどでストレスを増大させたという。</p>

			<p>また、男子生徒の保護者は担任との関係について、学校にたびたび相談していた。</p> <p>2/10 学校は悩みに気付かなかったと発表。</p> <p>2/12 PTA 臨時総会で、「担任によるいじめと認識」と発表。</p> <p>2/13 一転して撤回。</p>	10回		<p>第三者委は「(男子生徒は)物事を否定的に捉えやすく、白黒ははっきりさせたがる性格だったこともあり、自ら命を絶つ方向に進んでいったと考えられる」と推定。支援が必要な生徒なのに、教員間で情報が共有されなかった点などを批判。</p> <p>一方、遺族が主張した「プリントの配布」や、当時の校長が発言した「教員によるいじめ」は、いずれも「認められなかった」。学校の対応が不適切だったかどうかとも言及しなかった。</p> <p>2018/2/6 保護者は、自殺は当時担任だった男性教諭による「いじめ」などが原因として、一宮市に損害賠償を求める訴えを、名古屋地裁一宮支部に提起。第三者委の報告書は、事実と違うところが多いとした。</p> <p>2021/7/13 名古屋地裁一宮支部で和解。</p> <p>①市は両親や亡くなった生徒に対し、真摯に謝罪する。</p> <p>②市は再発防止策をとる。</p> <p>③市が和解金を支払う。</p> <p>などの内容。</p>
23	2017/3/14	自殺	<p>福井県池田町の町立池田中学校で男子生徒(中2・14)が、午前8時頃、登校後、校舎3階の窓から飛び降り自殺。遺書とみられるノートが</p>	<p>2017/4/ 町教委は有識者らによる調査委員会を設置。死に至った背景などを調査してきた。</p> <p>16回会議</p>	<p>調査委員会 6人 松木健一・福井大大学院教授</p>	<p>2017/10/15 報告書提出 57頁</p> <p>男子生徒は昨年10月以降、宿題提出の遅れなどを理由に、担任の30代男性教諭と副担任の30代女性教諭から繰り返し叱責を受け、大声で怒鳴られることもあった。指導に対し、生徒が土下座しようとしたり過</p>

			<p>あった。 生徒は2016年10月以降、宿題提出の遅れや生徒会活動の準備の遅れなどを理由に、担任や副担任から繰り返し叱責を受けていたという。自殺直前の2017年3月6日以降には、役員を務めていた生徒会を辞めるよう担任から叱責され、副担任の執拗な指導も続いた。</p>			<p>呼吸を訴えたりしたことが「追い詰められた気持ちを示すものだ」とした。 生徒はこうした指導などについての不満を家族に相談していた。家族から事情を訴えられた担任は、対応を約束したが、適切な対応を取らず、副担任と叱責を繰り返したという。 調査委は「叱責を繰り返したことは指導の範囲を超えていた」「厳しい指導叱責が不適切であることには気づくことができた」と指摘。教諭2人は生徒への対応について管理職に詳しい報告をしていなかった。 担任と副担任から厳しい指導や叱責を繰り返され、精神的なストレスが高まったことが大きな要因だと結論。</p> <p>池田町のウェブサイト概要版が掲載されたが、遺族の許可をとっていなかったことが判明。削除された。再発防止策のみ掲載。 https://www.town.ikeda.fukui.jp/kurashi/kosodate/1284/p002381.html</p> <p>2017/12/19 福井県議会が「教育行政の根本的見直しを求める意見書」を可決。「学校の対応が問題とされた背景には、学力を求めるあまりの業務多忙もしくは教育目的を取り違えることにより、教員が子どもたちに適切に対応する精神的なゆとりを失っている状況があったのではないかと懸念するもの</p>
--	--	--	---	--	--	---

					<p>である」と指摘。</p> <p>http://koryo-jcp.sakura.ne.jp/sblo_files/yatsuo-haruo/image/E7A68FE4BA95E79C8CE8ADB0E4BC9AE69599E882B2E6848FE8A68BE69BB8.pdf</p> <p>2017/12/21 福井市のボランティア団体「社会問題被害者救済センター」が、厳しい叱責などにより生徒を自殺させたとして当時の担任と副担任、責任者である校長に対する業務上過失致死容疑の告発状を提出。</p> <p>2019/2/ 福井地検は、校長、担任、副担任の3人を不起訴処分。</p> <p>2020/1/ 福井検察審査会は、担任について不起訴不当と議決。</p> <p>2020/6/15 遺族が福井県と池田町に計約5470万円の損害賠償を求めて福井地裁に提訴。</p> <p>2022/3/25 福井地裁で、和解金5千万円の支払いと、県と町が再発防止に努めることを条件に和解。</p> <p>2022/4/22 教育委員会は、当時の担任教諭を停職1カ月、当時の教頭を減給3カ月(100分の10)の懲戒処分。</p>
24	2017/6/28	自殺未遂	青森県八戸市の八戸工業高等専門学校の男子	2018/11/30 学校を運営する国立高専機構は、弁護士や精神科医	2020/6/30 提言

		<p>学生(高3)が高さ約30メートルの橋から飛び降り、一命を取り留めたが下半身不随となった。</p> <p>学生は恋愛関係のトラブルを学校に相談したが、その対応に不信感を持ち、遺書には教員の実名とともに「真実を知らながら僕のことを裏切った」と書かれていた。</p> <p>2018/9/ 復学を目指していたが「授業を受けるのが困難」との理由で自主退学。</p> <p>2018/12/25 男子生徒が自殺を図る直前、少年が娘に性犯罪をしたと思い込み「犯罪者として告発する」などといったメールや SNS を執拗に送っていた交際相手の女性の父親(50)を脅迫容疑で起訴。</p> <p>2019/3/28 懲役1年執行猶予3年の判決。</p> <p>2019/8/8 同校が家族から預かった遺書の写</p>	<p>などで作る第三者委で調査すると発表。</p> <p>2019/6/17 第1回会議</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理意識の向上 ・保護者との連携 ・チーム対応の必要性と教職員の協働 ・事故発生後の主体的かつ迅速な調査 <p>報告書について https://www.hachinohe-ct.ac.jp/info/2020/12/001286.php</p> <p>2018/3/ 青森県警は、脅迫容疑で男を書類送検。</p> <p>2018/12/25 青森地検八戸支部が、脅迫罪で交際相手の女性の父親(50)を在宅起訴。被告は、2017 年5～6月、男子学生が娘に性犯罪をしたと思い込み、自宅のパソコンから学生に「性犯罪者として告発する」などとメールや SNS などを複数回送り、脅したとされる。捜査関係者は、脅迫が自殺未遂の一因となった可能性があるともみている。</p> <p>2019/3/28 懲役1年執行猶予3年の判決。</p> <p>2019/5/ 「息子の被害を知る学校が保護者に連絡していれば自殺未遂は防げた」などと、学校の対応に問題があったとして、両親が学校を運営する国立高等専門学校機構を相手に損害賠償を求めて提訴。</p> <p>2019/12/ 「息子の被害を知る学校が保護者に連絡していれば自殺未遂は防げた」などと、学校の対応に問題があったとして、両親が学校を運営する国立高等専門学校機</p>
--	--	--	--	--	--

			しを破棄していたことが判明。			<p>構と脅迫の加害男性らを相手に、計約 1 億 4569 万円を相手に損害賠償を求めて提訴。2022/6/10 青森地裁は、父親と機構に計約 1 億 8500 万円の支払いを命じた。</p> <p>鈴木義和裁判長は判決理由で、同級生の父親の脅迫が自殺未遂につながったと認定。自分の息子の交際相手の女性が、以前に付き合っていた元学生から性的暴行を受けたと思ひ込み、メールや SNS など脅し「強い恐怖感や今後の人生に対する絶望感を抱かせた」と指摘。</p> <p>高専については、女性にストーカー行為をしていると当時の学生主事から一方的に決め付けられ、女性に近づかないよう指導され、強い不信感を抱いたことも自殺未遂の大きな要因になったと判断。高専側の安全配慮義務違反も認めた。</p> <p>2022/6/23 高専側が仙台高裁に控訴。</p>
25	2017/12/17	いじめ調査 適応障害 自殺未遂	<p>山口県周防(すおう)大島町の国立大島商船高等専門学校の男子生徒(高2・17)が、4 月に入学した頃からいじめを受け始める。</p> <p>2016 年 5 月 21 日に同級生で、2日間だけ寮で同室だった男子生徒が、男子生徒の自殺したのは、同生徒のせい</p>	<p>2017/11/ 適応障害になった生徒の保護者らの投書を受けた文部科学省が、学校設置者の国立高等専門学校機構を通じて学校に第三者委員会の設置を求めた。</p> <p>いじめが連鎖した可能性があり、自殺事案とは別に、第三者委員会を設置。</p> <p>2017/8/ 高専がいじめの有無を確認するため、同じ寮の学生</p>	<p>大学教授や弁護士、臨床心理士の3人で構成。</p> <p>所属や氏名は非公表。</p> <p>学校は今後、保護者が福岡県弁護士会を通じて推薦する弁護士も委員に加える方向で調整。</p> <p>報告書で公開 委員長:小坂 昌司 弁護士 委員:深澤 清治 広島大学</p>	<p>2020/3/27 報告書を提出。</p> <p>「被害学生に対して悪口を言う」、「たたく」、「消臭スプレーをかける」、「インターネット上の悪口」など、14 項目をいじめと認定。</p> <p>いじめに関するアンケートを誤って破棄したことや教職員が「男子学生がいじめの原因を作っている」などと発言したこと、威圧的で不適切な事情聴取など、学校の問題点も指摘。学校側についても、「いじめ行為をいじめと判断していない」と、対応を批判。</p>

		<p>とのうわさを広められる。 男子生徒は、同級生の寮の机に性的な本が入られた時、同室に居合わせただけで、いじめに加担したことはなかった。止められなかったことを亡くなった生徒に詫びたが、翌日、自殺したという。 その後も、グループから写真を勝手にとられて笑いものにされたり、ばい菌扱いされたりした。 2017/5/ 男子生徒(高2・17)は「死にたい」などと漏らし、学校は被害者の意思を無視する形で、教員らによる「いじめ対策委員会」を設置。被害者の友人3人をいじめ加害者と事実誤認。突然、授業中に呼び出すなどして、長時間の事情聴取。 2017/7/ 適応障害と診断される。調査した教務主事ら対策委の面談</p>	<p>12人にアンケートを実施。 2017/10/ 高専の保護者がアンケートの内容について問い合わせたところ、学校側が紛失していることに気付いた。 2019/6/ 元学生5人が個人情報としてアンケートの開示を求めたが、学校側は誤って廃棄した可能性が高く所在不明として開示しなかった。 2019/7/ アンケートを紛失していたことが報道される。</p>	<p>教授 長井 朋 臨床心理士 山本 直 弁護士</p>	<p>学校は、今後、学生側の意見を聞きながら再発防止策をまとめる。 http://www.oshima-k.ac.jp/other/topicstop/thirdparty-houkoku.html 全文を公表 86 頁 http://www.oshima-k.ac.jp/other/thirdparty-houkoku.pdf 提言を受けて、独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等対策ポリシーを改訂、ガイドラインを制定。 https://www.kosen.go.jp/news/detail.html?itemid=7165&dispmid=1240&TabModule1107=0</p>
--	--	--	--	---	---

			で、威圧的な聞き取りを受け、一次的退寮を促されたと感じたという。 2017/12/17 自殺未遂		
26	2017/12/20	自殺	兵庫県尼崎市の市立中学校の女子生徒(中2・13)が、自宅で自殺。 「学校がしんどいです。もう無理です。ゴメンなさい。たえられませんでした」と赤いフェルトペンで書かれた紙片が残されていた。 自殺当日、部活動のトラブルを女子生徒が言いふらしていると誤解した学年主任が女子生徒に口止めをし、さらに別の教諭が女子生徒を叱責していた。 学校は遺族に知らせずに緊急アンケートを実施。 家族は当初、自殺を公表するつもりがな	2018/2/14 遺族が市長と教育長宛てに申入書を提出。学校側が当初承諾したアンケート結果の開示を後に市教委が拒んだことや、調査結果の情報がわずしか伝えられなかったことなどで不信感。調査結果の速やかな開示、遺族の意向が確認されないまま生徒の死が報道された経緯の説明、在校生に対する十分なケアなどを求めた。	2019/3/18 第三者委員会が報告書を提出。 第三者委員会は、同年11月に実施したアンケートで「最近、同級生から何か嫌なことをされたり命令されたり暴力を振るわれたりしたことがありますか」という質問に「時々ある」、「友達に嫌なことをされたり言われたりする」という問いに「すぐく当てはまる」と女子生徒が回答したにも関わらず、担任は内容を確認せず、対処を怠ったと指摘。部活動についても女子生徒は「嫌だ」と漏らしていたが、担任は状況を聞き取らず、女子生徒が信頼していた部活動の元副顧問も受け流していたとした。 また、12月20日の指導では、「(女子生徒が)発言しようとする大声で言葉をかぶせて発言を阻止し、強く非難することを繰り返した」「興奮した様子で乱暴な言葉を使って大声で叱責した」という。女子生徒はトイレの個室にこもって泣き、「なんで私ばかり」と言って帰宅。その後、自殺。 報告書は、「いじめがエスカレートし、精神的苦痛と孤立を感じるなか、信頼していた教員らにも話を聞いてもらえず、自分自身を否定

			かったが、報道された。			<p>されたと感じた結果、学校そのものに絶望した」とし、「これらの複合的な要因が絡み合っ て自殺した」と結論。</p> <p>2019/ 生徒の母親は、市に対し 7900 万円 余りの損害賠償を求める訴えを神戸地方裁 判所尼崎支部に起こした。</p> <p>2020/4/3 県教委は、いじめへの対応が不適切だった として、当時の男性校長(50 代)を減給 10 分 の1(6カ月)、ほか男性教諭(30 代)ら教職員 計4人を懲戒処分。</p> <p>2020/4/30 市教育委員会は、60 代の男性 部長を、事案を調査する担当課を指揮する 立場だったにもかかわらず、十分指導せず に混乱を招いたとして減給10分の1(1カ月) の懲戒処分。50 代の男性教育次長を訓戒、 当時同校の教頭だった 50 代の男性課長を 文書厳重注意。既に退職している前教育次 長と元課長を「減給相当」とした。前教育次 長は月給 10%の2カ月分、前教育長も同3 カ月分を自主返納する意向。</p>
27	2017/12/22	自殺未遂	兵庫県神戸市の市立 六甲アイランド高校 で夕方、男子生徒(高 1・16)が校舎5階か ら転落し、意識不明 の重体。	2019/4/19 生徒側は「『退学や』と 脅迫的な指導を受けた自殺未遂」 と主張しており、代理人は神戸市 長直轄の第三者委員会で、当時 の指導実態を明らかにするよう求 める要望書を提出。	委員長：折出 健二 愛知教 育大名譽教授・学識経験者(教 育) 委員： 徳田 仁子 学識経験者(心理) 野田 哲朗 精神科医師	2019/12/11 男子生徒はツイッター上で問題行動を起こし たなどとして 12 月 21、22 日の2日間で計約 16 時間、カウンセリングルームで聞き取りや 説諭、反省文を書かせるなどの別室指導を 受けた。男子生徒は 21 日の指導後に LINE

		<p>12月、ツイッターで、特定の生徒を対象にした書き込みからトラブルがあり、教員3人が複数の生徒を対象に、2日間にわたり指導。</p> <p>12/21は7時間半、12/22は8時間半かけて、教員の面談による事実確認。指導は各30分～1時間で、残りの時間は反省文の作成や自習をさせた。</p> <p>12/25、12/26は面談予定だった。男子生徒が転落したのは、12/22の指導終了後、保護者の迎えを待つ間だった。市教委は今回の指導を「比較的軽いもの」と説明。同校では月に数回、「学年指導」より重い「特別指導」として、問題行動を起こした生徒に対し別室で行動を説明させ</p>	<p>市長は、教育委員会の元に第三者委員会「平成29年12月22日に発生した神戸市立高等学校における学校事故に係る調査委員会」を設置し、調査権限を行財政政局に委任。主な業務は市の行財政局が行うとする。</p> <p>http://www.city.kobe.lg.jp/information/municipal/giann_etc/H31/img/kodomo310424-04.pdf</p> <p>http://www.city.kobe.lg.jp/information/municipal/giann_etc/H31/img/kodomoR010801-1.pdf</p> <p>学校事故対応に関する指針 参照</p> <p>https://www.city.kobe.lg.jp/documents/26454/jikotaiou_1.pdf</p> <p>2019/7/16 第1回</p>	<p>宮島 繁成 弁護士</p>	<p>で「退学になったら死ぬ予定だから」と同級生に送信し、22日夕方の指導終了後、校舎5階から飛び降り、一時意識不明となった。その後、転校し、後遺症で松葉づえを使っているほか、嗅覚も失われた。</p> <p>生徒側は、別室指導の際に弁解の機会がないまま教員に「退学や」と言い渡されたなどと主張。報告書では「(退学には結び付かない)年次指導で終わらない」と教員が繰り返し発言したとし、生徒が「退学になるかもしれないと受け止め、自死を決意するほどの精神状態に追い込まれた」として、教員による一方的な別室指導が生徒に自殺を決意させた」と結論付けた。</p> <p>生徒は自由に出入りできないよう監視され、トラブルを認めて反省するよう何度も求められたという。第三者委はこれらの指導を「体罰には該当しないが、限界に近い事例」と指摘。</p> <p>さらに、長時間隔離して指導を行ったことについて「事実確認より、自分の行為を認めるよう強要している」「個人の尊厳を脅かし、指導目的を超えた一種のハラスメントと解釈できる」などと批判。「一方的な追及ではなく、事実関係を見詰めさせることこそ優れた指導力」と改善を求め、市教育委員会にも学校現場への助言を促した。また、別室指導に当たっては時間や日数を必要最小限にし、原則事前に管理職に承認を得るよう提言し</p>
--	--	---	---	------------------	---

			たり、反省文や日記を書かせたりしており、長いときは2週間程度に及ぶという。			た。 会見で調査委の折出健二委員長は、同校の生徒指導について「威圧的、権力的な指導が背景にあり、人権上問題がある別室指導も常態化していた」と指摘。 概要版 17 頁 https://www.city.kobe.lg.jp/a33992/314694811332.html 2022/6/24 元生徒が、教員の不適切な指導で追い詰められたのが原因だとして、市に 6000 万円の損害賠償を求めて神戸地裁に提訴。
28	2017/12/	指導自殺	東京都の私立中学校の男子生徒(中1・13)が鉄道自殺。 12/24 ゲームセンターの両替機で、女性が1万円札を両替した際、9000 円を取り忘れた。学校の生徒が着服したかもしれないので、確認してほしいという内容の連絡が学校に入った。 12/25 部活顧問が当該生徒を他の指導で教官室に呼び出した際、「思	第三者委員会を設置。		2022/1/ 報告書 怒鳴りつけるなど冷静さや客観性を欠いた問題を含む指導であったにもかかわらず、部活顧問の X 教諭はさらに翌日も指導を継続することを伝えるなど、当該生徒に重いダメージを与えたままフォローを行わずに同日の指導を終了させた。 2日間の指導が自殺の大きな原因となっていることは動かしがたく、指導の不適切さと自殺の関連性は認められるとして、指導と自殺との因果関係を認める。

			<p>い当たることはないか？」と尋ねたところ、2カ月前に、部活の帰りにゲームセンターに寄り、両替機からメダルが出てきて使用した旨を教師に話した。</p> <p>12/26 教員2人で聴き取りをした結果、場所は他のゲームセンターであり、問い合わせのあったゲームセンターには行っていないと話したという。</p>			
29	2018/7/3	自殺	<p>岩手県矢巾町の県立不来方(こずかた)高校のバレーボール部の男子生徒(高3)が、自宅で自殺。</p> <p>自室に残されたメモには「ミスをしたら一番怒られ、必要ない、使えないと言われた」「高校でこれなら大学で生きていけるはずがない」などと書かれていた。県教委は部員や教員に聞き取りなどをした結果、「通常の指導の範囲で</p>	<p>遺族は、「指導が原因」と訴えていることから、県教委は第三者委員会を設置し、自殺と指導の因果関係について調査する方向で検討。</p> <p>2019/1/6 第1回目調査委員会 高校や部活動の関係者にアンケートを実施して調査を進める予定。</p> <p>人選は遺族に、発表直前まで知らされなかったという。</p> <p>第三者委は、 ・自殺にいたるまでの事実経過や</p>	<p>教育学者や弁護士、医師の6人で構成。遺族から要望があったいじめ問題や指導死に詳しい専門家も選任したという。</p> <p>委員長:佐々木 良博 弁護士 ・伊藤 欣司 平和台病院長 ・大御 均 山形県臨床心理士会長 ・神谷 拓 宮城教育大学 准教授 ・栗林 徹 岩手大学 教授 ・藤田 祐子 弁護士 仙台弁護士会</p>	<p>2020/7/22 報告書提出</p> <p>報告書によると、2017 年秋ごろから顧問の男子生徒に対する叱責や言動が厳しくなり、「背は一番でかいのに何もできない」「男子生徒のせいで負けた」といった発言があった。報告書はこうした発言について「いずれも、いたずらに威圧・威嚇し、人格を否定し、意欲や自尊感情をも奪うものであり、指導としての域を超え、教員としての裁量を逸脱した不適切な発言」と認定。</p> <p>報告書は、顧問が選手の顔面付近にボールを投げたり打ち付けたりし、そのボールが顔面に当たったことをもって、直ちに故意にボールをぶつけたと断じることは困難としながらも、当該生徒が「顧問から故意にボール</p>

			<p>教諭に落ち度はなかった」と主張。</p> <p>背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の対応 ・自殺と学校生活の関係性 ・学校や県教委の対応の妥当性 ・再発防止策など <p>5項目について検証、県教委に報告する。</p> <p>23 回会議</p>	<p>実務を担う3人の調査員をおく</p>	<p>をぶつけられたと感じていた可能性を否定することはできない。」とした。</p> <p>また、顧問が前任校で体罰に関し訴訟が起こされていた点についても、県教委と高校の情報共有が十分でなかったとして批判。</p> <p>自死との関わりについては、「教諭の叱責や発言が絶望感や孤立感を深めさせた可能性は否定できない」と結論。</p> <p>報告書 概要版 https://www.pref.iwate.jp/res/projects/default_project/page/001/032/539/kyougishiryu1.pdf</p> <p>遺族は、「ボールを顔などにぶつけられた」として暴行容疑で、男性教諭を告訴。 2020/4/ 盛岡地検は不起訴処分。</p> <p>2022/6/24 県教委は、新谷さんら複数の生徒に暴言を繰り返したとして、当時の部顧問(45)を懲戒免職処分。2015 年度の指導についても不適切として、処分。ただし、元顧問の暴言と自殺との因果関係については認定せず。また、管理監督が不適切だったとして、この間の副校長5人を戒告の懲戒処分。自殺当時の校長は退職済のため、処分対象にならなかった。</p>	
30	2018/7/17	自殺 指導死	埼玉県所沢市の市立南陵中学校の男子生徒	2018/7/30 遺族が、詳細調査を希望。	12 名 委員長:菅野 純 早稲田大学	2019/3/ 中間報告では、同級生らへのアンケートや聞き取りの結果、いじめは確認でき

			<p>(中1)が、午前8時過ぎに高層住宅から飛び降り自殺。</p> <p>2017年7月10日にも同校の男子生徒が自殺、2019年7月5日には男子生徒が同級生を刺殺する事件が起きていた。</p>	<p>2018/8/ 第三者委員会を設置。</p> <p>2019/7/29 始めて報道される。</p> <p>公表の遅れについて、市教委は当初、遺族から「大ごとにならないでほしい」と言われ「公表してほしい」と説明。今月、遺族から「(市教委の)認識は間違っている。家族に問題があったかのような誤った情報が流れているので、正しい情報を伝えてほしい」と要請されたとした。</p>	<p>名誉教授 副委員長:武弓 清貴 元 小学校長 委員: ・小中 淳子 所沢地区保護司 ・小林 ヒデ子 所沢市民生児童委員 ・赤堀 侃司 東京工業大学名誉教授 ・桂川 泰典 早稲田大学人間科学学術院准教授 ・木村 幸子 人権擁護委員協議会所沢部会会員 ・小林 治 所沢市医師会 ・長尾 由紀子 元 所沢市PTA連合会会長 ・山崎 雄一郎 弁護士 ・末竹 眞智子 所沢市教育委員会学校教育課生徒指導・いじめ問題対策員 ・島 吉孝 所沢市教育委員会学校教育課心理士</p>	<p>ず、家庭にも原因はないとした。自殺原因は特定できていない。</p> <p>中間報告書は、いじめと認定した事案を記載していたが、いじめであるとの言及はしていなかった。</p> <p>担任だった教諭(30代)は熱心に指導していたものの、感情的な面があり「生徒と同じ立場で泣いたり怒ったりしており、幼さがあった」としている。</p> <p>2021/3/23 報告書提出 家族や友人らの証言から、当該生徒が、教師、とくに担任を疎ましく感じていたことは間違いない。担任の言動には、当該生徒に否定的な影響を与えていたものがあつたと言える。理不尽と感じたり、大きなストレスになっていた可能性は高い。</p> <p>「自殺の原因の特定は困難」だとしてうえで、学校生活の閉塞感や大人社会への批判、それに担任からの指導などが重なり合って、将来の希望が急激に失われ、家族や友人に相談できないまま、自殺の選択に至ったと考えられるとした。</p> <p>昨年 11 月に遺族に示された調査報告書の素案では、いじめを認定していたが、遺族への聞き取りや調査を進めた結果、「いじめに該当するとの明確な結論にまで至らなかった」と改めた。</p>
--	--	--	---	---	---	---

						<p>報告書</p> <p>https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/koso-datekyouiku/kyoiku/H30houkoku.html</p> <p>※掲載期間は、令和3年3月23日から令和4年3月22日までの1年間</p> <p>報告書</p> <p>https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/koso-datekyouiku/kyoiku/H30houkoku.files/H30houkoku.pdf</p> <p>遺族所見</p> <p>https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/koso-datekyouiku/kyoiku/H30houkoku.files/H30syoken.pdf</p> <p>遺族の所見には、「息子の葬儀直後に自宅に集まってくれた息子の友人達からは「担任のせいだ」「担任に目をつけられていた」との言葉が多数出ていました。しかしながら第三者委員会の調査に対してはそのような意見が消え失せています。」と書かれている。</p>
31	2018/8/21	自殺	<p>宮城県仙台市青葉区の宮城県工業高校の男子生徒(高1・15)が、夏休み最終日に自宅で自殺。</p> <p>4月の入学直後から、担任の男性教諭に徹夜をしなければ終わらないほどの課題提出を求められ、「これはリポー</p>	<p>2018/10/31 父親(44)は県教育委員会に対し、担任の男性教諭から日常的に罵声を浴びせられたり、部活動を禁じられたりしたことが原因として、県と県教委に第三者委員会での調査を要請。</p> <p>県教委は、「いじめ防止対策調査委員会特別部会」を設置。</p>	<p>6名</p> <p>部会長:長谷川 啓三 東北大学名誉教授(臨床心理学)</p> <p>・奥山 優佳(ゆか) 東北文教大学短期大学部子ども学科教授(教育学)</p> <p>・北島 みどり 弁護士</p> <p>・神(じん) 春美 宮城県人権擁護委員連合会副会長</p>	<p>2021/3/26 報告書</p> <p>調査委員会は、レポート提出の遅れや反省文などが心理的な負担となったことや、生徒の悩みを教員が連携して把握する仕組みがなかったことが重大な結果を起こしたとした。特定の教員による指導を自殺の原因とはしなかったものの、複数の教員による指導などによって「複合的に生徒を追い詰めた」と結論づけた。</p> <p>報告書によると、生徒はレポートの未提出を</p>

		<p>トではない、やり直せ」と突き返されるなどし、6月ごろには部活動へ参加することも禁じられた。男子生徒は母親に「先生が俺にだけ強く当たる」と話していた。また担任は男子生徒宅に弔問の際、夏休み前に別件で男子生徒を叱ったと話したという。</p> <p>県教委は「遺族が公表を望んでいない」と学校から報告を受けたとして、生徒の自殺を明らかにしていなかった。父親は否定。</p> <p>学校は一部を除き、在校生に男子生徒の自殺を知らせていなかったため、県教委は「自死を前提とした調査は難しい」と判断。自殺前に校内で実施したいじめアンケートの結果を踏まえ、「今回はいじめが原因と特定できないケースで、学校に再調査を指示しなかった」という。</p>	<p>2018/12/22 第1回会議</p> <p>2019/1/ 第三者委員会は全校生を対象にアンケートを実施。940人中507人から回答。「担任教諭が男子生徒に対し、おびえさせるような指導をしているのを見たか」を問う項目で、「見た」との回答が複数あった。男子生徒から「先生が怖い」と相談を受けた生徒もいた。同様の指導を受けたとの回答もあった。</p> <p>暴力をふるわれたとの事実は確認できなかった。</p>	<p>仙台人権擁護委員協議会副会長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内藤 裕子 東北福祉大学総合福祉学部福祉心理学科 准教授 臨床心理士 ・細川 潔(きよし) 弁護士 	<p>叱責され反省文を書かされたり、「学習ノート」作成のため部活動を休まされたりした。中学時代から課題提出に苦手意識があり悩んでいた様子だったが、教員間の情報共有が不足し、適切な支援がなされず生徒の負担感が強まったと指摘。「相談できる環境がなく追い詰められてしまったのではないか」と言及した。一方、指導方法に問題があったとまでは言えないとした。</p> <p>生徒が亡くなった後の高校や県教委の対応については、遺族に学校内の聞き取り調査の結果を報告せず、校長の弔問が遅れたことなどを挙げて、「非難に値する」とした。</p>
--	--	---	--	---	---

32	2018/8/26	自殺	<p>埼玉県さいたま市の市立南浦和中学校の男子生徒(中1・13)が、部活動に行く途中に自殺。</p> <p>男子生徒はバドミントン部に入っていたが、練習についていけず悩んだ様子だったという。夏休み中の8月25日、顧問から母親に「生徒が部活を休み、ゲームセンターにいた。明日個別に呼んで指導する」と電話があった。</p> <p>2018/9/4 学校は不慮の事故として扱い、自殺の原因は把握できなかったと遺族に報告。</p> <p>2018/12/ 学校が全校生徒に部活に関するアンケートを実施。別のバドミントン部員が顧問から「お前はバカだ、アホ」「おまえ、存在する意味あるのか」と暴言を吐かれたり、胸ぐらをつかまれたりした、「圧をかけられていた」などの回答かがあった。</p>	<p>市教委は第三者委員会を設置。2019年7月4日に初会合。</p> <p>2020/3/28 学校側は、バドミントン部の男性顧問が過去に別の部員への暴言や体罰があったことを把握しながら、「大声で指導した」などの説明にとどめ、遺族に対し詳しく説明しなかったことが判明。</p>	<p>弁護士や臨床心理士など専門家5名 座長:岡田 弘 東京聖栄大教授</p>	<p>2021/3/ 第三者委員会は、3月に答申を出す、2月に説明していたが、座長から「まともでない」と言われ、答申の目途も示されない。</p>
----	-----------	----	--	---	---	--

			<p>また校長は、母親に「一度休むと外周 10 周という厳しいペナルティーがあった」と説明していた。顧問は学校の聴取に「口調が強かったり、言い方がきつかったりした。至らなかった点は反省している」と答えたという。</p> <p>2019 年 3 月、教師は別の中学校に異動。</p> <p>市教委は、「指導が自死の要因かどうか確認できなかった」とした。</p> <p>遺族によれば、自殺当日に校長から、自殺と公表すれば「マスコミが騒ぐ」「保護者会で遺族が説明する必要がある」と言われ、「不慮の事故」とすることに同意したという。</p>			
33	2018/9/3	自殺	<p>鹿児島県鹿児島市の市立中学校の男子生徒(中3・15)が、始業式から帰宅した後、自宅で自殺。</p> <p>放課後、夏休みの宿題</p>	<p>遺族は第三者を交えたさらに詳細な調査を希望。</p> <p>2018/10/16 市教委は、外部の専門家による詳細調査を実施することを決定。</p>	<p>5人 弁護士や医師、大学教授ら。 委員長:有倉 巳幸 鹿児島大学教授(教育心理学) 副委員長: 岡田 洋一 九州ルーテル学</p>	<p>2021/6/30 報告書提出</p> <p>「担任教諭による大声での叱責など、個別指導が引き金になった」と認定。</p> <p>個別指導で生徒が涙を流した理由を「信頼関係の希薄な担任に、進路の不安が露見し動揺したため」と推測。「受験や夏休み後の</p>

		<p>の一部を提出していなかったため、職員室で40代女性担任からおよそ10分間にわたって宿題を提出するよう、個別に指導を受けた。進路に関しやりとりした際、夏休み中に体験入学した高校の環境に不安を抱いたと明かし、涙を流したという。男子生徒は担任から宿題を持って帰るよう指示を受けて帰宅。</p> <p>母親は「宿題を忘れた複数の生徒のうち、息子だけが最後まで残され、指導は約40分に及んだと他の生徒らから聞いた」と話す。</p> <p>複数の生徒が、同生徒が指導を受けていた時、担任の怒鳴り声を聞いたというが、学校が母親に提示した報告書には、「怒鳴るような指導ではなかった」と別の教職員から聞き取った内容が記されていた。</p>	<p>弁護士や医師、大学教授らに依頼する予定。</p> <p>委員選任に、遺族側の要望は通らなかった。</p>	<p>院大学教授 委員： 井口 貴博 弁護士 長友 医継 精神科医 東 千秋 臨床心理士</p>	<p>登校というストレスが重なったところに(叱責を含む)個別指導が行われ、限界を超えた」と分析した。</p> <p>市教委や学校の対応について「(遺族側が)不信感を抱くやりとりがあった」と指摘。</p> <p>担任の指導法について「生徒や保護者で受け止めに差があることを踏まえた説明が必要だった」とした。</p> <p>報告書 A4 100頁 http://www.city.kagoshima.lg.jp/kyoiku/kyoiku/seisyonen/kouhyouban28.html</p> <p>http://www.city.kagoshima.lg.jp/kyoiku/kyoiku/seisyonen/documents/kouhyouban.pdf</p> <p>2022/7/14 鹿児島県教育委員会は、元担任で生徒を大声で叱責した女性教諭(44)を戒告の懲戒処分。処分理由は「校長の注意があったのに、不適切な指導で職務上の義務に違反した」と説明。</p> <p>当時の校長は退職しており管理監督責任に問えない。</p>
--	--	---	---	--	---

34	2018/11/24	自殺 (指導死)	<p>東京都の私立武蔵野高校の男子生徒(高2・16)が自殺。</p> <p>担任を含む4人の教師に叱責された直後、塀を乗り越えて学校を抜け出し、帰宅したことがあった。</p> <p>腹痛で体育祭の練習場所に遅れた際には、静まり返っている生徒 300人以上の横で2人の教員から強く叱責され、翌日も叱責が続いた。当日のスマホメモに「侮辱罪、もう人と関わりたくない」等が記録されていた。</p> <p>当該生徒は、体育祭の練習や授業など、何人かの教員の音声を録音していた。録音データには、非常に高圧的な命令口調で行われた教員の指導が残されていた。</p> <p>男子生徒が自殺した11月24日は、学校説明会に来た中学生に対し、</p>	<p>第三者委員会調査 2019年1月～11月</p> <p>クラスメートにアンケートを実施し、その内容から見て特に重要、関連性がうかがえる生徒及び、学校や遺族からの聴き取りで、当該生徒と一定の関わりがあったとかがえる生徒数名に個別聴き取りを実施。</p>	<p>3人 委員長:弁護士 ・児童精神科 ・精神保健福祉士・社会福祉士</p> <p>※精神保健福祉士・社会福祉士(弁護士)は、法人代理人弁護士とともに某協会の共同代表理事として名前を連ねている。(弁護士事務所とは別)</p> <p>※委員長の弁護士と精神保健福祉士で弁護士の委員は、同じ団体に所属していた。</p>	<p>2020/3/30 報告書提出 (遺族に送付 2020/4/22)</p> <p>・カナダ研修レポートに対する指導は不適切とはいえない。ただし、当該生徒が指導後、校門からではなく、塀を乗り越えて学校を抜け出し帰宅したことについて、通常の精神状態ではなかったと予測することができた。</p> <p>・体育祭の練習場所に、腹痛のため遅刻したことへの指導は、不適切ではないが、当該生徒の納得感を得られないような指導として、不十分なものと評価。</p> <p>・体育祭の練習での指導(当該生徒が録音)は、非常に高圧的な命令口調で行われたことに当該生徒は疑問や反発心を抱いていたと思われる。</p> <p>・朝の小テストでは一人でも不合格者がいると、全員が課題を行う連帯責任を課し、不合格者を「裏切り者」と表現したことは不適切な指導。</p> <p>指導が当該生徒に何等かの影響をおよぼしたことは推察されるが、約半年前の出来事であり、自殺行動を直接的に惹起したとまでは評価できないとした。また、学校が自殺の危険性を予見して予防することは困難だったとした。</p> <p>学校法人から遺族に送付された最終報告書の「学校の対応について」及び「再発防止策</p>
----	------------	-------------	--	--	--	--

			在校生として当該生徒もアテンダントとして同伴し、学校の説明をすることになっていた。このアテンダントは、卒業に必要な単位となっていた。			<p>に向けた提言」は、「当該生徒の自死の原因調査とは無関係」として、黒塗りにされていた。</p> <p>2020/8/ 遺族が、学校法人武蔵野学院と元担任教諭を相手に民事裁判を提起。 2022/3/28 東京地裁で棄却。 2022/12/22 東京高裁で棄却。</p>
35	2018/12/5	部活過労	<p>千葉県柏市の市立柏高校の吹奏楽部の男子生徒(高2)が未明、同校の中庭で頭から血を流して倒れた状態で警備員に発見され死亡が確認された。</p> <p>2019/1/ 市教委は、「いじめと体罰は確認できなかった」とする調査結果を遺族に報告。父親は「息子は平日は7時間、土日祝日は12時間練習していた。2年生になってから休みは2日間だけ。それなのに報告では息子が起きたのか十分な回答がなかった」と話す。同校は生徒数 957 人。吹奏楽部には 200 人超</p>	<p>父親は、「所属していた吹奏楽部の厳しい練習や顧問の指導で過労自殺に至った可能性がある」として、第三者委員会の設置を求める。</p> <p>2019/12/12 柏市は、医師や弁護士らで構成する第三者委員会を設置して調査することを発表。いじめに係る重大事態についての調査及び検証並びに子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)に基づく詳細調査を行う。</p> <p>第三者委は、教師の行きすぎた指導がなかったかについても調べる。</p> <p>http://www.city.kashiwa.lg.jp/soshiki/030100/p052240.html</p>	<p>5名</p> <p>会長:福原 亮 弁護士 副会長:安達 和志 神奈川大学教授</p> <p>・阿部 恵一郎 医師 ・細井 尚人 医師 ・宮野 モモ子 千葉大学名誉教授</p>	<p>2022/3/25 報告書</p> <p>自殺の原因は不明だが、「生徒は学業不振、異性問題、教職員からの指導、いじめという複数の悩みを抱えるなか、吹奏楽部の長時間練習が続き、精神的な余裕を失い自殺に至った」と結論。</p> <p>吹奏楽部の練習時間は月 192 時間 30 分で、国や県教委が示した部活動のガイドラインをはるかに上回る。授業時間を合わせた時間は 436 時間 30 分で、過労死ラインとされる月総労働時間 240 時間を 100 時間も上回る。</p> <p>また、事件直後から部員の意向を聞かずに練習や演奏会活動を再開、生徒の家族へ配慮に掛ける対応をしたほか、第三者による検討委員会の設置をなかなか行わなかったことなどの問題点を指摘。</p> <p>概要 https://www.city.kashiwa.lg.jp/kyosyokuin/houkokusyo/20181205.html</p>

			が所属し、全国大会の常連校と知られ金賞も多数獲得している。			<p>提言部分</p> <p>https://www.city.kashiwa.lg.jp/documents/28590/besshi-teigen.pdf</p> <p>提言部分への対応</p> <p>https://www.city.kashiwa.lg.jp/gyosei/shiseijo/council/kaisaijokyo/jyuhoukoukai/20220525sougoukyouiku.html</p>
36-1	2019/2/1	自殺 (いじめ)	<p>群馬県前橋市の県立勢多農林高校の伊藤有紀さん(高2・17)が踏切自殺。</p> <p>残された数十枚のメモには、「ツイッターに悪口を書かれ、うざいと言われたり、無視されたりした」「先生は私の言葉を信じてくれなかった。ネットで悪口を言われているのは本当なのに」「もうつかれた」「耐えられない」などと記されていた。</p> <p>女子生徒は入学した数カ月後から周囲の生徒に嫌がらせを受けていたという。「いじめる生徒がいる」と家族に話し、</p>	<p>2019/3/31</p> <p>高校の基本調査結果を遺族に、校A4用紙1枚を手渡し、報告。</p> <p>亡くなる約2週間前、ホームルームの時間に「3年生を送る会」の準備での打ち合わせで、配役のについて、ヒロイン役となった有紀さんに対して、周囲の生徒から「なぜ(当該生徒)がやるのか」「他に似合う子がいるのに」など、生徒が複数の否定的な発言をした点をいじめと認定。</p> <p>また、女子生徒が担任に相談していたことは認めましたが、相談後の対応など詳細は「調査中」とした。打ち合わせ後の当日、有紀さんが「死ねばいいのに」と言われたと訴えている点や、1年時に醜いハダカデバネズミに似ていると言われたという訴えを含む20数枚のメ</p>	<p>弁護士や精神科医、教育関係者ら6人。</p> <p>委員長:小磯 正康 弁護士 委員長職務代理者: 吉田 浩之 大学教授 福田 正人 大学教授 横田 正夫 大学教授 大津 豊美 保護者(PTA関係)</p> <p>臨時委員 猶原 宗雄 臨床心理士 池末 登志博 弁護士</p> <p>2019/5/上旬</p> <p>父親は県教委へ委員の交代を電話で求め、17日に県教委を訪れたが、「特定の委員を除外しない」と文書で回答があった。</p>	<p>2020/3/30 中間報告 約10頁</p> <p>2020/11/30 報告書</p> <p>亡くなる直前に学校行事の配役をめぐり、他の生徒の「何であいつなんだ」などの発言に女子生徒が苦痛を感じていたとみられる点を、「いじめ」と認定。学校の調査もこれをいじめと認定しており、新たないじめは確認されなかった。</p> <p>女子生徒が残した27枚のメモについては、意味が不明なものや、考えすぎなものと思われるとし、いじめの要因とは認定できないと判断。</p> <p>他の悪口や女子生徒のメモなど5件は、証言が抽象的で認定できないなどとした。</p> <p>また、「自死の要因としては主要なものではない」「複合的なもの」とし、自殺との因果関係は認めなかった。</p> <p>学校側の問題点としては、いじめの正確な認知や重大事態への備えについて、適切な</p>

			<p>体調不良も訴えた。教員から呼び出されて個室で厳しく指導され、泣きながら帰宅することもあったという。亡くなる1カ月ほど前から体調が悪化。亡くなる約1週間前に「同級生から『死ぬ』と言われた」と母親に相談。事故当日は体調が悪く、学校を早退し、家族が付き添って病院で受診。帰宅後に姿が見えなくなった。</p> <p>有紀さんは一部の授業を負担に感じて2018年7月に自殺未遂したことがあった。学校は、有紀さんのメモは死亡直前でなく1年生時に書かれた可能性が高いとし、同級生らへの聞き取りでいじめが確認できなかったとした。</p>	<p>モに書き残した点は、いじめと認めていない。</p> <p>また、いじめが常態化していたことは否定。</p> <p>県教育委員会は、第三者委員会で死亡との因果関係などを調査する。</p> <p>「県いじめ問題等対策委員会」は弁護士や精神科医、教育関係者ら5人で構成される県教委の常設の付属機関。今回の自殺がいじめ防止対策推進法の「重大事態」に相当するとした。</p> <p>2019年4月から2020年3月まで13回会議。</p> <p>聞き取りは女子生徒の両親、教職員11人、クラス生徒13人、中学時代の友人ら6人、通院していた医療機関2人、県教委職員4人に実施した経緯を記した。</p> <p>アンケートはクラスの生徒38人、部活動で関係があった生徒20人に配布。回答はクラスで21人、部活動で9人からあったという。</p>	<p>1人は2010年に桐生市で女子児童(小6)が自殺した問題で、両親から聞き取りせずに「家庭環境などの要因も加わった」と指摘した調査委の元委員。</p> <p>(その後、委員は続けるが、同事案の調査は辞退)</p> <p>委員3人は前身の委員会の設置当初の2011年から委員。うち一人は県の審議会や別の委員会でも長年委員を務める。</p> <p>別の審議会で長年委員を務める人もいる。</p> <p>県の委員ではそれぞれ報酬が出ている。残る委員も県内の公職を務める。</p>	<p>対応ができていなかったことを指摘し、再発防止策として、徹底した研修の実施などを求めた。</p> <p>詳細な報告書は「遺族の了解が得られていない」として非公表。</p> <p>県教委は、提出された71頁の報告書のうち、28頁の概要版しか遺族に送っていなかったことが判明。概要版であることを説明していなかった。</p> <p>県教委は、委員から「ボリュームが多く遺族が読むのは大変だ」「関係者が見て誰のことを書いているか判らないようにプライバシーに配慮すべきだ。」といった意見が出たため、第三者委員会の判断に従ったままと釈明。</p> <p>調査委員会の報告書の答申時点での説明によると、いじめは自殺の主要因ではない。自殺の要因は「複合的なもの」と判断したとされていたが、遺族によると、報告書では「2018年11月の飼猫の死が影響したことが主要因」と結論づけられていたという。遺族側はこの結論に強い疑問を持っているとしている。</p> <p>遺族は、自分たちが報告書を受け取る前に勝手に概要を公表したのは許せないとした。</p>
--	--	--	---	--	--	--

						<p>答申(概要) 4頁 https://www.pref.gunma.jp/contents/100186673.pdf</p> <p>2021/2/月上旬 保護者が、県教委に報告書全文を情報開示請求し、公開。 概要版では、全文にある「同級生が『死ね』みたいなことを言っていた。(有紀さんに)聞こえていたような」という証言や亡くなる当日か少し前に、有紀さんが3、4人の友人に、「私もうすぐ死んじゃうのかな」と言っていたこと、有紀さんの自殺未遂を把握した学校側が県教委への報告を怠っていたことなど、学校や教委にとって都合の悪い部分が、削除されていたことが判明。</p>
36-2			<p>女子生徒の父親は取材に「娘や私たちに寄り添った調査をしてはもらえなかったと感じている。『悪口や陰口があった』という証言もあり、1年の時から悩みをメモ書きにして残していたのになぜいじめではないのか」と話した。 再調査を求める方針。</p>	<p>2021/6/18 県が常設する「再調査委員会」が調査することを決定。 諮問書</p>	<p>常設委員に、遺族が推薦した任意団体「いのちのミュージアム群馬実行委員会」の代表(山田 穂子)が臨時委員として加わる。</p>	
37-1	2019/3/9	自殺	宮城県亘理町(わたりちょう)の町立吉田中学校	2019/4/12 遺族は県教委に真相究明のための第三者委員会を速	6人。 第三者委は町教委が新たに選	2022/8/30 報告書提出 男子生徒に対して、SNS上の悪口の書き込

		<p>の男子生徒(中2・14)が自宅で自殺。 男子生徒は昨年9月ごろから体調不良を訴えるようになった。 今年2月、男子生徒が授業を抜け出し、屋上から飛び降りようとしたことがあった。 2月下旬、男子生徒は中学校で授業中に、男性教諭から「シャツが出ていて赤ちゃんみたいだ。シャツを入れてやろうか」などと、ほかの生徒がいる前で繰り返し暴言を受け、帰宅後両親に対して「みんなの前でバカにされて悔しかった」と涙を流しながら話をしていたという。 男子生徒は3月初めに母親に「学校に行きたくない。死にたくなる時がある」と打ち明け、家族は学校に状況を伝えたが、適切に対応してくれなかったという。 学校は3月10日に基本</p>	<p>やかに設置するよう求める要望書を提出。 第三者委に遺族推薦委員を半数入れることや、教員や生徒を対象にしたアンケートの実施なども求めた。 2019/5/ 速やかな調査のため、遺族が求めている県教委ではなく、町側に第三者委を置く方針の了承を得る。 生徒や教員にアンケートを行い、教員による不適切な言動の有無や学校の対応などを調べ、報告書をまとめる。 2019/6/10 第1回会議 http://www.town.watari.miyagi.jp/index.cfm/6.42777.c.html/42777/r01-26t-02-0905.pdf</p>	<p>ぶ有識者3人と遺族側が推薦する3人の計6人の委員で構成。 委員長： 土井 浩之 弁護士 副委員長： 菊地 秀(しゅう) 弁護士 今井 聖(さとし) 淑徳大学講師 君島 智子 東北福祉大学助教 東海林(しょうじ) 渉(わたる) 東北学院大学准教授 渡部 裕一 宮城県精神保健福祉士協会精神保健福祉士</p>	<p>みや、悪い噂話がされるなどの行為をいじめと認定。 一方、こうしたいじめが男子生徒に苦痛を与えていたものの、自殺するほどの悩みや不安が生じた原因はわからなかったとして、「いじめが自殺を引き起こしたとは確認できなかった」と結論。 同年2月に、男子生徒が学校の屋上に出ようとするなどの問題行動に対する学校側の対応を「遅かった」と指摘したが、教員の不適切な指導は確認できなかったとした。 遺族らは報告書の内容に納得できないとして、県に、第三者委員会を新たに設置して再調査を行うことや、委員は行政側と遺族側の双方から3人ずつ出して構成することなどを求める要望書を町に提出。</p>
--	--	--	---	---	---

			調査に着手し、生徒へのアンケート、教職員への聞き取りもしたが、遺族に対する報告を3月26日から、4月17日に延期していた。			
37-2			2022/ 遺族らが報告書の内容に納得ができないとして、県の教育委員会による再調査を求める。	2022/9/ 条令に基づき、町に新たな委員会を設置して、再調査を行う。	遺族の推薦する委員を含めて5名	
38-1	2019/4/18	自殺	<p>熊本県熊本市の市立中学校の男子生徒(中1・13)が自宅マンションから飛び降り自殺。</p> <p>男子生徒は小6時に担任の男性教諭から同級生が体罰や暴言を受けたことに心を痛め、「先生がうざい」と漏らしていた。</p> <p>2019/3/ 男子生徒の保護者を含む保護者らが、男性教師が体罰などを繰り返しているとして、再発防止を求める嘆願書を市教委に提出していた。</p>	<p>2020/3/ 遺族や他の保護者が、小6時の担任が複数の児童の胸ぐらをつかむ体罰や「役に立たない」などの暴言を繰り返していたとして、調査を求める。</p> <p>市教委は、直後は担任について調査をしていなかった。その後の調査で、小学校6年時の担任教師が同小に赴任した2014年以降、体罰や「バカ」「アホ」などの暴言など39項目の不適切行為があったことが判明。</p> <p>2020/3/30 市教委は第三者委員会を設置する方針。</p> <p>遺族は、「第三者委では、自殺と不適切指導との関連を踏み込んで調べてほしい。」「遺族の意向を</p>	<p>弁護士や医師など5人</p> <p>委員長:奥 博司 弁護士</p> <p>※ 2021/9/7 委員長の奥博司弁護士が辞任。</p> <p>遺族に電話で報告する際、「委員会は委員の構成が遺族に偏り過ぎている」「このような委員会は作るべきじゃない」などと話し、遺族が「脅されたようにも感じた」と市に連絡。</p> <p>2021/9/ 以降</p> <p>委員長: 清田 晃生 (一社)日本児童青年精神医学会 精神医学委員長代理:</p>	<p>2022/10/24 報告書提出</p> <p>小学校時代の担任教諭の不適切な指導と当該生徒の自殺との因果関係を認定。</p> <p>また、学校側の対応として、「当該生徒自身及び他の児童は担任教諭から不適切な指導を受けたり、それを目撃したりしていた。何名かは医療機関を受診していた。」ことをあげ、「管理職が、担任教諭に対し繰り返し十分な指導を行い、不適切な指導を是正させていれば、当該生徒の抑うつ状態の発症や憎悪を防ぐことができた可能性がある。」「当該生徒がノートに「死」などと書いたことについて、小学校の管理職は保護者に連絡せず、管理職が見守る判断をした。少なくとも保護者に連絡していれば、両親も自宅での様子に違和感を持っていたことから、医療機関受信などの対応ができていた可能性が</p>

			<p>自殺約 1 カ月前、小学校内で生徒のノートに「死」と書いてあるのを別の教諭が見つけたが、両親に報告しなかった。</p> <p>2020/3/30 市教委は同級生から自由記述式のアンケートをとったり、小学校校長から聞き取りをして、「いじめや友人とのトラブルは見られない」と国に報告。基本調査報告書に自殺原因の記載は一切なかった。</p> <p>市教委は、調査結果について、男子生徒の保護者への説明を拒否。文科省の指針を知らなかったとした。</p>	<p>踏まえて委員を選ぶよう」求めている。</p> <p>「市子どもの死亡事案に関する詳細調査委員会」を健康福祉局子ども政策課に設置。</p>	<p>田中 真由美 熊本県弁護士会 法律 委員： 大貫 隆志 (一社)ここから未来 河崎 醇二 くまもと親と子と教職員の教育相談室</p>	<p>高い。」と批判。 中学校や市教委の事後対応についても、自殺の背景調査の指針への理解が不十分であり、調査に消極的であったと批判した。</p> <p>https://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=35496&e_id=10</p> <p>報告書 108 頁 https://www.city.kumamoto.jp/common/UploadFileDsp.aspx?c_id=5&id=35496&sub_id=43&flid=318230</p> <p>2022/11/15 小6時、当該生徒の同じクラスだった別の被害児童の保護者が記者会見。 2018/4/ 当該教諭は、入学式の準備中に私語をしたとして、児童の胸ぐらを引っ張り、工具箱に打ち付けるなどし、全治1週間の首の打撲や急性ストレス反応と診断された。保護者が熊本県警に被害届を提出。 2018/9/ 熊本区検は教諭を不起訴(起訴猶予)とした。 保護者は検察審査会に申し立てたが、2021年4月に「不起訴相当」決議となった。 その後も、児童は授業中の発表で常に否定されるなど精神的に苦しめられた。 保護者は当時、学校にクラス替えなどを求めたが応じなかったため、児童は10月に転校したという。</p>
--	--	--	---	---	---	--

						市教委は書類送検された事案を含め教諭の体罰や暴言などが40件あったと認定。複数の保護者から、ほかの事案とまとめて処分してほしいとの要望があり、処分を決めていなかったとする。
38-2				<p>2022/11/ 熊本市教委は児童や生徒の証言なしでは体罰や暴言などの立証が難しいとしていて、亡くなった男子生徒が通っていた五福小と藤園中の在校生へ保護者を通じてメールで情報提供を呼びかける。</p> <p>2022/11/16 熊本市教育委員会は、外部の有識者でつくる「体罰等審議会」で当該教諭の不適切な指導などについて審議。 https://www.city.kumamoto.jp/hp/Kiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=28385</p>	<p>会長 藤中 隆久（熊本大学教育学研究科教授） 副会長 岡野 高明（熊本心身医療クリニック院長） 委員 森 徳和（森法律事務所所長） 村田 槇（熊本市立学校の保護者） 川下 裕美子（熊本市立学校の元養護教諭）</p>	<p>2022/11/17 大きな声を出すのが困難な児童に対して、小学校の卒業式の練習で大声を出すように強く指導するなど、亡くなった生徒とは別の児童らに対する2件の不適切な行為を認定。 すでに認定されている体罰や暴言など40件と合わせて42件の不適切な行為を認定。</p> <p>2022/11/17 熊本市教委は、11月17日から当面の間、現場での勤務を控えさせるという。</p>
39	2019/4/30	自殺	茨城県高萩市の市立萩中学の女子生徒(中3・15)が自宅の自分の部屋で自殺。女子生徒が自筆で残したメモに、男性顧問が卓球部の部活中、全部員に対し「ばかやろう」「殺すぞ」などと発言したほか、物を床	<p>教育委員会は、第三者委員会を立ち上げ調査する。</p> <p>女子生徒の自殺について (1)事実関係と実態の把握 (2)再発防止策の提言を求めた。 調査内容や方法、提言の時期は今後委員会で検討する。</p>	<p>6人 弁護士2人、大学教授2人、児童相談所職員1人、臨床心理士1人 委員長:茂手木 克好 弁護士</p>	<p>2021/3/25 報告書 第三者委は自殺の原因は複合的で「単純明快な説明は困難」とした。 また、報告書では「リストカットや抑うつ的な訴えといったSOSが何度も出ていたにもかかわらず、学校も家庭も適切な対応が取れなかった」、「部活動の意義を逸脱した勝利至上主義が顧問の威圧的指導を助長した」などと問題点を指摘。</p>

		<p>に投げ付けたり、複数の部員の肩を小突いたりしたことなどが記されていたという。</p> <p>2018/9/ 女子生徒は学校のアンケートに「学校は楽しいけれども、部活動はつまらない。やっているといらいらする」と記していた。</p> <p>2019/3/15 女子生徒は登校していたが、練習に出なくなっていた。</p> <p>3/20 教育委員会に、指導に関する匿名の相談が寄せられ、学校側が教諭を指導し、部活の様子を見守るなどしていた。</p>			<p>再発防止策の提言では、学校や自治体の自殺予防対策の不十分さとともに、部活動の問題点についても言及。「勝利経験が生徒の成長を促すとの考えから、試合に勝つための厳しい練習を肯定する見解は、生徒の自主的・自発的な参加という部活動の本来的意義を逸脱している」と指摘した。部活動の参加が事実上義務化されている点は改める必要があるとした。</p> <p>遺族が非公開を望んだため、自殺に至った理由など具体的な記述部分は黒塗りで公表。</p> <p>https://www.city.takahagi.ibaraki.jp/page/page004955.html</p> <p>報告書概要 6 頁</p> <p>https://www.city.takahagi.ibaraki.jp/data/doc/1616719399_doc_121_0.pdf</p> <p>2021/5/24 調査の結果平成 30 年からおとしにかけて、部員の肩を小突いたり、「ぶっ殺すぞ」などと暴言を発しながら胸ぐらをつかんだりといった、不適切な指導を行っていたことが確認できたとして、県教育委員会は、男性教諭(39)を減給 10 分の 1、9 か月の懲戒処分。一方、第三者委員会の報告書が指導と自殺の因果関係を認めていないことを踏まえ、自殺自体は「処分理由に加味しない」と説明。</p>
--	--	--	--	--	--

40	2019/6/8	指導 自殺未遂	兵庫県宝塚市の市立宝塚中学校で文化部の男性顧問教諭(30)は、女子生徒(13)を個別に練習させた方が良いと判断し、廊下に出て1人で練習するよう指示。その後、生徒は校舎4階から飛び降り、左腕を骨折する重傷。女子生徒の戻りが遅いのを心配した男子生徒が様子を見に行ったところ、校舎の外の溝に倒れているのを発見したという。	2019/9/ 宝塚市長の付属機関「子どもの権利サポート委員会」が調査。 市教委は生徒や顧問の聴き取りで、基本調査報告書を作成済み。今後、第三者委員会が事故の原因や経緯などを詳しく調べる。	弁護士ら6人 委員長:田中 賢一 弁護士	2020/ 調査を終える。 県教委は詳細について、「公表しないよう生徒側から求められている」として、非公表。 2020/6/23 県教委は、「体罰や暴言はなかったが、生徒を精神的に追い詰める厳しい指導があった」と認定。顧問だった男性教諭(30)を停職1カ月の懲戒処分。 当時の校長3人について、対応が不十分として減給や戒告処分。 生徒の母親が、「処分が軽すぎる」として報告書の公表を求める。 2021/4/15 報告書を公表。 報告書によると、女子生徒はコンクールに向け音楽室で練習中、顧問から「トライアングルの音が合っていない。廊下で100回たたいてこい」と厳しい口調で退室を命じられた。廊下で練習したがうまくできる気がせず、戻っても再び叱られると感じ校舎から転落。駆け付けた顧問に「ごめんなさい」と繰り返した。 顧問は機嫌に波があつて他の生徒も怖がっており、女子生徒は別の生徒が怒られる様子を見てストレスや恐怖心を感じていたという。第三者委は「顧問の指導が直接原因になったことは否定できない」とした。 一方、市教委は「精神的な体罰」に当たるとして、県教委に男性教諭の懲戒処分を厳しくするよう求めたが見直されなかった。
----	----------	------------	---	--	-----------------------------	--

						<p>報告書及び再発防止策</p> <p>https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/gikai/katsudo/1026320/1041908/1041909/index.html</p> <p>報告書目次</p> <p>https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/041/909/20210415bunkyo/3-1.pdf</p> <p>報告書</p> <p>https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/041/909/20210415bunkyo/3-2.pdf</p>
41	2020/1/4	自殺	東京都町田市の私立サレジオ工業高等専門学校の機械電子工学科の学生(高5)が自殺。男子学生は、学校側に、研究室があわないと相談していたという。遺族が、当該校教員の「パワハラ」ではないかと主張。	遺族が、当該校教員によるパワハラではないかと、学校側に申し入れる。 2020/1/10 学校側は、文部科学省監督のもとで、第三者委員会を設置し、事実確認をすると発表。		
42	2020/10/5	自殺	東京都八王子市の国立東京工業高等専門学校の学生会会長の野村陽向(ひなた)さん(高3)が自殺。男子生徒は、2年生次	学校設置者である高専機構は、第三者委員会の設置を遺族に約束。 2021/8/8 東京高専に第三者委員会を設置。	4名の外部委員で構成	

			<p>から学生会の会長を務め、再任されていた。</p> <p>文化祭をめぐって教職員である学生主事補と対立。</p> <p>2020/6/ 男子生徒は、学生主事補からハラスメント行為を受けたとして学校長宛てに「ハラスメント申入書」を提出。その後、主事補が謝罪して取り下げた。</p> <p>2020/9/以降、学生会で承認を得て購入した物品についての監査を厳しくなり、上級生が昼夜を問わず、質問や指示メールを送っていたという。</p>			
43-1	2021/1/30	自殺	<p>沖縄県の県立コザ高校の運動部主将を務める男子生徒(高2)が、自殺。</p> <p>当該生徒は、中学時代までの競技成績が評価され、同校に推薦入学。2年で主将になって以降、男性顧問教諭から、「主将をやめろ」「部活を</p>	<p>2021/2/ 県教委は、第三者委員会を設置し、詳細調査を行う意向。</p> <p>3/5 報告書完成目途。</p> <p>2021/4/1-4/18 県立学校部活動実態調査を実施</p> <p>https://www.pref.okinawa.jp/edu/somu/edu/edu/kaigi/documents/r030520-h01.pdf</p>	<p>4人</p> <p>横山 達 弁護士</p> <p>津嘉山 陽 弁護士</p> <p>島袋 有子 公認心理士</p> <p>山本 雅子 公認心理士</p>	<p>2021/3/19 報告書内容公表</p> <p>報告書は、顧問だった男性教諭は男子生徒が昨年7月に主将になってから叱責が厳しくなり「キャプテンを辞めろ」といった精神的負担となる言葉を日常的に使っていたと指摘。</p> <p>男子生徒が自殺した前日も顧問から厳しい叱責を受けていたことについて「『最後の引き金』になった可能性が高い」とし、「部活動以外に、自死につながるほどのストレス要</p>

			<p>やめろ」などと、日常的にきつく叱責されていたという。</p> <p>当該生徒の死後、学校が行った顧問への事情聴取や教員・生徒へのアンケート調査で、当該生徒が日常的に厳しい指導を受けていたことがわかる回答があった。</p>			<p>因は考えにくい」と結論。</p> <p>生徒との連絡に LINE を多用し、迅速な対応を要求。やりとりは夜中まで続くこともあり、男子生徒は帰宅後もイヤホンを着けて連絡の有無を意識するなど「生徒は常に緊張状態に置かれ、多大な精神的疲労を抱えていた」と指摘。顧問のライン履歴から生徒とのやりとりが削除されていることも判明。</p> <p>生徒は特別推薦で入学した際、「活動継続確約書」の提出を求められていた。</p> <p>顧問の誘いで推薦入学したため部活動を辞めづらい状況にあったことも男子生徒を追い詰める要因になったとし、推薦入学制度の在り方を見直すよう求めた。</p> <p>2017 年度にも、当該顧問が鼻に指を入れたりいきなり技を掛けられたと女子生徒から副顧問に相談があった。また、顧問から授業中に不適切な言葉を受けた女子生徒が 2018 年度に不登校になっていた問題も今回の調査の中で判明。</p> <p>再発防止のためには当該顧問一人の問題にとらえるのは不適切であり、学校および設置者のレベルでの対応を含めた検討が必要とした。</p> <p>報告書 28 頁</p>
43-2			<p>2021/6/ 県立高校の保護者の有志らが、「県の調査期間</p>	<p>2021/8/27 県は、第三者調査委員会を県総務部総務私学課に設置。</p>	<p>8人 委員長:古堅 豊 弁護士</p>	

			<p>は短いうえに生徒 10 人あまりと教職員 6 人への聴き取りに留まっており不十分」だとして、教育委員会から独立した第三者機関による再調査などを求めた。</p> <p>初期の第三者委員自身からも「指定された調査期間は著しく短い」と批判が上がっていた。</p>	<p>2022/1/ 県は、第三者再調査委員会を設置。 委員会は月 1 回程度開催され、期限は設けずに行われる。</p> <p>2022/3/ 生徒にアンケートを実施。当該生徒が亡くなった前後で見聞きしたことや、部活動顧問だった元教諭との関係で聞いたこと、学校の対応などを質問。生徒 396 人に配布し、36 人が回答。うち 3 人は、直接の聞き取りにも応じた。</p> <p>今後、生徒や教員ら約 70 人に聴き取り調査を予定。</p>		<p>2023/2/9 遺族が、県に約 1 億 3900 万円の損害賠償を求め、那覇地裁に提訴</p>
44	2022/3/18	不登校 自殺 いじめ 指導	<p>大阪府和泉南市(せんなんし)の市立中学校の男子生徒(中1)が、自宅近くで自殺。</p> <p>男子生徒は小学校 3 年生次に同級生らから冷やかされるなどのいじめを訴えていた。学校に行けずに家にいると、担任教師が自宅に来て、ドア越しに「学校に行こう」と手を引っ張られたことがあった。ま</p>	<p>「泉南市子どもの権利条例委員会」は男子生徒が亡くなった後、「子どもの自死が学校生活と何らかの関係があると推測されるのに、教育委員会に報告もされず、何ら審議もしていないのは理解できない」として、2 度にわたって意見書を教育長あてに提出。</p> <p>2022/7/1 市長に「子どもの権利条例に基づいて検証が求められる重大な課題」だとする最終報告書を手渡そうとしたが、市長は直接受け取ろうとせず、市役所の秘</p>	<p>委員長:宮島 繁成 大阪弁護士会 職務代理:岡田 敏之 日本生徒指導学会 委員: 大松 美輪 日本学校ソーシャルワーク学会 武田 さち子 一般社団法人ここから未来 土井 智也 和歌山弁護士会 深谷 薫 和歌山県臨床心理士会</p>	

		<p>た、抵抗すると背負い投げをされたり、「目を見ない」などの理由で何度も顎を持ち上げられたり、時間割表の入った封筒で叩かれたりした。</p> <p>2021/9/ 夏休み明けすぐに、男子生徒は進学した中学校で、同級生らから「少年院帰り」「障がいやから」と言われるなどと担任に相談したが、「誰が言ったか特定できなければ、指導できない」と言われたという。</p> <p>2021/10/ 男子生徒が中学校の担任に、小学校での事情をすべて話してほしいと頼んだが、管理職たちに相談したがだめだと言われたとして拒否された。</p> <p>市教委は、当該生徒が亡くなって5カ月近く経っても、「保護者から聞き取りができない」として詳細調査を行わなかった。</p> <p>2021/10/ 大阪弁護士</p>	<p>書広報課長にも、報告書を受け取らないよう指示。(2022/7/12 ダイヤモンドオンラインより https://diamond.jp/articles/-/306216)</p> <p>条例第 16 条では、「市は、この条例が子どもの権利条約に基づいて、子どもの最善の利益が具体的に実現できるように、条例の運営状況と条例に基づく事業等の実施状況について検証すること」になっている。</p> <p>その検証のための活動を行い、市長に必要な報告を行う組織が「子どもの権利条例委員会」。</p> <p>条例第 16 条第 5 項では、「市長は受けた報告等は、広く市民等に公表すること」となっている。</p> <p>2022/7/21 市長は、市全員協議会で、報告書の扱いについて法的に検討した結果、「条令委におわびした上で受理したい」とした。</p> <p>2022/8/2 当初、「報告書の内容に守秘義務違反がある」として受け取りを拒否していたが、顧問弁護士の見解が変わったとして、報告書を受理。</p>	<p>山室 和 彦 一般社団法人 日本児童青年精神医学会</p>	
--	--	---	---	---------------------------------------	--

		<p>会の LINE 相談窓口に、当該生徒とみられる人物から「(小学校在籍時に)教師達にいじめられて、1年間学校に行けなくなった」と相談が寄せられていた。</p> <p>2022/5/ 遺族が、「泉南市子どもの権利条例委員会」に相談。「泉南市子どもの権利条例委員会」</p> <p>https://www.city.sennan.lg.jp/shisei/jinken/kodomo.kenri/1618195154945.html</p> <p>遺族は5年前(当該生徒の生前)から、市の窓口や教育委員会に相談していたが、何もしてくれなかったと主張。</p>	<p>https://www.city.sennan.lg.jp/shisei/jinken/kodomo.kenri/1618195154945.html</p> <p>第 10 次報告書</p> <p>https://www.city.sennan.lg.jp/ikkr/webBrowse/material/files/group/37/10jihoukoku2.pdf</p> <p>市教委直轄の第三者委員会を設置することを決定。</p> <p>市長直轄の第三者委員会も同時に設置。学校や教委の対応も調査する予定。委員には、保護者推薦を加える予定。</p> <p>2022/8/24 教育委員会は、これまで行った教員アンケートなどの基本調査の報告書を遺族に提示。家庭のトラブルについて言及する一方で、「本事案に関する情報は得られなかった」とする内容が記されていた。教諭らによるいじめについての言及はなかった。</p>		
--	--	---	--	--	--

教職員による不適切な指導（存命被害者・のちに自殺を含む）

No.	事案発生	適用	概要	調査委員会の設置・調査内容	調査委員	報告書・その後
1-1	-2014/8/	いじめ 指導 不登校	福島県会津坂下町(ばんげまち)の坂下中学校の男子生徒(中2)が不登校になる。 3年次にも不登校が続く。	2014/8/ 保護者が学校に、いじめにより不登校になったと申し出る。 会津坂下町教育委員会が、会津坂下町いじめ問題専門委員会に諮問。		2017/7/31 「いじめを受けた可能性が非常に高いが、断言できない」と結論。 いじめに関する事実が明確にならなかったため、不登校といじめとの関連についても明確に指摘できることは得られなかった。 トイレ清掃用具入れの中から筆箱が見つかって以降、学校は筆箱を隠した生徒を探し出そうとした。しかし、申し出がないことから「禁足」(昼休み中にトイレ使用を除き、教室からの外出を禁止して学習活動をするもの)を行った。禁足によって生徒の不満が高まって学校の雰囲気が悪くなり、そのはけ口として当該生徒が暴言や暴力を受けた可能性が考えられた。 (禁足対応は)不適切であったと考える。 フリースクールが居場所となっていると理解したため、学校復帰を目指した対応がほとんどなされなかったことは、対応として不十分であり、その結果、不登校を長引かせてしまったと考える。 答申概要 http://www.town.aizubange.fukushima.jp/sos/hiki/30/6833.html 被害者側が再調査を求める。

1-2			<p>2019/1/9 通信制高校に所属する男子生徒(高1・17)が自殺。</p>	<p>町は外部の有識者でつくる第三者委員会を設けて再調査。</p>	<p>2019/3/18 報告書 筆箱を隠す行為を「いじめに該当する」と認定したが、学校側の生徒指導がいじめを誘発したとの見方は否定。 いじめ防止対策のための組織として、学校では「生徒指導委員会」が対応するものとされており、かつ定例会議が開催されていたため、本件においていじめ防止法に基づいた対応がなされていないものとはいえない。 「筆箱隠し」等の「いじめ」が、被害生徒が不登校に至ったきっかけになったと考えられるが、精神医学的問題は存在していなかったと推定される。 いじめに関する告発を被害生徒が出来にくかった背景として、具体的な検証は困難であるが、一般論として行動能力の不足が推定される。</p> <p>Web 概要版 15 頁 https://www.town.aizubange.fukushima.jp/shiki/26/8900.html</p> <p>2019/2/28 長男へのいじめに関するアンケート(2017/3/ 町教委が生徒や保護者に実施)結果の開示を拒否され精神的苦痛を受けたとして、保護者が、町に100万円の損害賠償を求め、会津若松簡裁に提訴。 2020/12/1 裁判長は、氏名や学年、部活動</p>
-----	--	--	---	-----------------------------------	--

						名などの個人を特定できる情報を除いて開示することは可能で、全面不開示としたのは違法と判断。「注意義務を尽くすことなく本件処分をした」とし、開示の遅延に対し 11 万円の賠償を命じた。
1-3			2019/1/ 江川綱弘(つなぐ)さん(当時高1・17)が自殺。 自殺を受け、また開示されたアンケートなどから、これまでの調査では事実関係が十分に解明されていないとして、町に再調査を求め遺族が再調査を申し入れる。	被害者側は、筆箱を隠されたあと、担任が、加害者に名乗り出るよう、1年生全員に休み時間中のトイレ以外の外出を禁じた結果、無視や暴力といったいじめがエスカレートして不登校になったと訴え、町に再調査を求めた。 町は再調査をしない考え。 遺族は、町、県教委、文科省に ・2019年1月にあった自殺といじめの因果関係 ・いじめの目撃情報の開示 ・調査委に遺族推薦の委員採用などを求める。 町は受け入れず、町への指導を要請された県教委も「権限がない」と再調査を求めない方針。		
2-1	2015/	いじめ	北海道の私立学校の生徒が、所属する部活の複数の部員生徒からいじめを受け、不登校にな	学校は「重大事態」と判断し、いじめ防止対策推進法第28条に定める組織を設置して、調査を実施。		2016/ 学校は報告書を知事に提出。 経緯 ・部活顧問は当該部員Aの練習への取組が不十分と判断し、Aの発奮を期待して退部を

			る。			<p>求める発言をした。また、顧問は部員Bに対し練習への取り組み方についてAの相談に乗るよう指示。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Bは部のミーティングを開き、Aの練習への取り組み方について改善すべき点などを話し合った。 ・その後、Aは改善に取り組んだことを説明するため、部のミーティングを開いた。このミーティングにおいて、Aは他の部員から、退部を促す発言など精神的な苦痛を感じる発言を受けた。その後、Aは不登校になった。 <p>背景 当該部活の顧問や部員が、大会等で好成績を上げることなど高い目標を持ち活動するなかで、結果として、個人の尊厳への配慮を欠いた活動となった面があった。</p> <p>https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/2/3/9/7/4/6/5/_/281109shiryou1.pdf</p>
2-2				知事の付属機関「北海道いじめ調査委員会」が、再調査の必要性について審議。 調査委員会は、2回の審議を実施。		<p>2016/10/31 回答 再調査の必要性なしと結論。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該学校がいじめと認めるなど事実解明がされている。 ・被害者及び被害者の保護者が再調査を求めている。 <p>https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/2/3/9/7/4/6/6/_/281031shiryou2.pdf</p>
3	2016/6/8	いじめ教員の指導	山梨県山梨市立中学校で、女子生徒(中2)いじめアンケートで、同級生	市教委は、山梨市立学校における学校事故調査委員会設置要綱を策定。学校事故対応の指針を根拠に、学校	当初、委員氏名を非公開とする。 被害者側が不服として、審査	<p>2019/2/26 報告書 当該生徒は、いじめアンケートに、体のにおいに関する周囲の反応を記載。学校側から</p>

			<p>から「臭い」などと言われ、いじめを受けたと相談。 (2015年11月と2016年6月) 学年主任は長い髪を切るよう衛生指導を行った。 女子生徒は母親に髪を肩のあたりまで切ってもらったが、教師はもっと切ったほうがよいと言って、多目的室前の廊下で、工作用ハサミで切った。友人からは「変だ」と笑われた。 翌日から、不登校になる。適応障害と診断。 中学校はいじめ問題調査委員会を設置。いじめ問題として判断。</p>	<p>事故詳細調査委員会を設置。 ※死亡事故や治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故。 詳細調査委員会では、改めていじめ問題があったかなかったかは議論の対象になっていない。 教育委員会会議録 2018/3/30 定例 https://www.city.yamanashi.yamanashi.jp/fs/1/2/0/0/7/0/6/_/30_3_.pdf 2019/2/19 臨時 https://www.city.yamanashi.yamanashi.jp/fs/1/2/0/0/6/7/9/_/H31.2.19_HP_.pdf</p>	<p>請求をした結果、開示された。</p>	<p>の助言を受けて、自宅で母親が腰から肩までを切り、翌日に学校で女性教諭が、耳下あたりまで、さらに切った。 第三者委員会は、教諭は本人から髪を切る同意を得ていたが、保護者への事前確認を怠り、美容院へ行くよう促すなどの代替措置を取らなかった点などを「不適切な対応だった」と指摘。 2019/11/ 市教育委員の家族がSNSに生徒の保護者を中傷するような書き込みをしていたことが判明。 2019/11/8 生徒と両親が市に770万円の損害賠償を求めて甲府地裁に提訴。 教諭が校内の廊下で工作ばさみで髪を切ったとし、教諭の行為は適切な指導の範囲を超えているなどと主張。 また、いじめを受けたとして、当時の同級生1人を提訴。 2021/11/30 甲府地裁で、違法なヘアカット行為により受けた精神的苦痛に対する慰謝料として、山梨市に対し、11万円の支払いを命じた。</p>
4	2017/6/下旬- 2017/9/	いじめ 指導 退学	<p>岩手県の私立高校の部活動で、6月下旬、生徒2人(高1)が、部活動の練習中、上級生やコー</p>	<p>被害生徒や保護者が、学校が設置した組織による調査が不十分として、再調査を要求。 2015年に設置された常設の組織「い</p>	<p>委員5人 委員長:宇佐美公生 岩手大学教育学部長</p>	

			<p>チから厳しい言葉による指摘などを受けた。夏休み明けから不登校となり、うつ病の診断を受け、その後、2人とも退学した。</p>	<p>じめ再調査委員会」が、発足後、初めて調査。 https://www.pref.iwate.jp/_res/projects/default_project/page/001/032/695/05_siryu2.pdf 2020/8/6 初会合 https://www.pref.iwate.jp/_res/projects/default_project/page/001/032/695/020806kaigiroku.pdf</p>	<p>姉帯 幸子 弁護士 長田 くみ子 一般社団法人 岩手県社会福祉士会 副会長 小泉 範高 盛岡観山荘病院 早坂 浩志 岩手大学教育推進機構 准教授</p> <p>事務局:岩手県ふるさと振興部</p>	
5	2021/3/	教師によるいじめ	<p>神奈川県横浜市の市立小学校で、児童が担任教師からいじめられたと訴えた。担任教諭は、一部の児童に対して配布物を配らなかつたり、提出物を捜すように命じてテストを受けさせなかつたりしたという。6/中旬 緊急保護者会を開いて、説明し、謝罪。その後、同様の被害を複数の児童が受けていたと判明。</p> <p>2021/8/31 小学校が市教育委員会に、教職員</p>	<p>2021/9/27 市が、横浜市学校保健審議会条例(昭和39年6月横浜市条例72号)第2条第1項第3号及び5号に基づき、第三者委員会を設置。児童や保護者へのアンケートや聞き取り調査をする。</p> <p>※横浜市学校保健審議会条例 https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/reiki/reiki_honbun/g202RG00000228.html</p> <p>(所掌事務) 第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項を調査審議する。 (1) 学校の児童、生徒及び教職員(以下「児童等」という。)の保健管理に関すること。</p>	<p>部会長: 飛田 桂 弁護士</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高岡 香 弁護士・茨城県立医療大学客員教授 ・中村 裕 弁護士 ・林 尚示 東京学芸大学教授 ・丸山 茂人 臨床心理士 ・浅井 崇裕 弁護士 ・高橋 瑞穂 弁護士 	<p>2022/3/25 小学4年の担任だった男性教諭は2021年2月ごろから、児童A、B、C、Dの4人に対し配布物を配布せず、授業やテストに参加させないなど、不適切な行為を行った。4人に対し、給食の配膳の際、極端に少ない量しか盛り付けなかつた。特にAとDには継続的に、お米の量を一口位しか盛り付けなかつた。また、A、Bが授業中に発言しようと挙手しても発言させなかつたり、取り上げないことが頻繁にあった。教諭はたびたび児童Aを教室外に連れ出して「衣服が涙で広範囲にぬれる」ほど叱りつけ、叱責が1時間に及ぶこともあった。教諭は一部を除いて、行為を認めていないが、複数の児童が目撃していることから、調査委員会は事実を認定。被害児童らは、記憶がはっきりしなかつた</p>

			<p>事故報告書を提出。</p>	<p>(2) 児童等の伝染病の予防及び食中毒の防止に関すること。 (3) 児童等の精神衛生に関すること。 (4) 保健教育に関すること。 (5) 学校における安全管理に関すること。 (6) 安全教育に関すること。 (7) 学校環境の整備に関すること。 (8) その他学校保健の振興に関すること。</p>	<p>り、泣きだしてしまったりするなど、当時の記憶を思い出したくないという反応が見られ、当該教諭の行為が、心に傷を残していると指摘。</p> <p>学級には配慮を要する児童が複数おり、保護者が配慮を希望していたが、被害を受けている児童の中に複数いた。</p> <p>学校は「Y-Pアセスメント」及び学校作成の「こころとからだのアンケート」を実施していたが、分析や活用は個々の教諭に任されていた。児童の自尊感情の顕著な低下、不調や不安定さが表出されていたが、情報が一部の教職員だけに留まり、効果的なケアや見守りにつながっていなかった。</p> <p>管理職は当該教諭に対し、指導力を発揮していると、高い評価をしていた。</p> <p>2021年度、校長は教諭を個別支援学級の担任に配置。</p> <p>市教委の聴き取りに教諭は、「感情を抑えられず、憤りのままに行動した。児童が叱責されることを見せることで他の児童への抑止効果があると思った」と説明している。</p> <p>教諭の行為について、「児童に著しい疎外感や屈辱といった心理的苦痛を被らせ、尊厳を害した許されない行為」と指摘。</p> <p>「横浜市学校保健審議会学校安全部会令和3年度第二部会において審議された事案の調査結果について」</p>
--	--	--	------------------	---	---

					<p>https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/press/kyoiku/2021/0325anzenbukai.html 報告書 (30 頁)</p> <p>https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/hoken/dainibukai.files/0002_20220325.pdf</p> <p>懲戒免職処分 男性教諭(40代)は懲戒免職、男性校長(50代)は減給 10 分の1、3月</p> <p>https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/press/kyoiku/2021/0325kisyahappyo.files/0001_20220324.pdf</p>
--	--	--	--	--	---

指導死一覧ほか 武田作成資料

「日本の子どもたち」 <http://www.jca.apc.org/praca/takeda/>

⇒ 「オリジナル資料」 http://www.jca.apc.org/praca/takeda/takeda_data.html